

第 2 9 回 定例理事会
議事録(正)

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 開催日時及び場所

日 時： 平成28年4月26日（火）14:00～19:25

場 所： JATET会議室

東京都千代田区神田鍛冶町3-8-6

2. 出席理事数及び出席者氏名

出席理事数： 14名（理事総数 21名）

欠席理事数： 7名

出席理事名： 森 健輔、中川 堅司、佐藤 壽晃、
東野 博一、長谷川 祥久、伊東 正示、市来 邦比古、小川 幹雄、小柳 聡
崎山 征雄、佐々木 光一、田中 義清、筒 芳成、山田 芳久

欠席理事名： 西奈美 博、本杉 省三、稲生 眞、阿部 茂樹、古橋 祐、南 知之
山崎 泰孝

出席監事数： 2名（監事総数 2名）

出席監事名： 尾澤 輝行、間瀬 勝一

欠席顧問名： 高田 一郎

3. 議事次第

1. 議長選出

2. 議事録記録署名人選出

4. 議事

1. 報告事項

- | | | | |
|---------------------|----------|---------------------------|-------------------------|
| 1) 第28回定例理事会以後の事業報告 | | 森健会長業務担当統括責任者 | |
| 2) 各事業報告 | | | |
| (1) 事業1報告 | 西奈美博副会長 | 事業1担当（教育研修） | 閲覧—東京文化会館 |
| (2) 国際協力報告 | 本杉省三副会長 | 国際渉外担当 | （欠席—代理佐藤専務理事）
（資料なし） |
| (3) 総務報告 | 中川堅司副会長 | 総務担当 | 閲覧—事務局関連
閲覧—請求書等 |
| (4) 財務状況 | 東野博一理事 | 財務担当 | 資料—監査報告書コピー |
| (5) 事業2報告 | 稲生 眞理事 | 事業2担当（JATETFORUM, 部会セミナー） | （資料なし） |
| (6) 広報報告 | 長谷川 祥久理事 | 広報担当 | （資料なし） |
| (7) 定款改定規定改定作業部会報告 | 中川堅司副会長 | （作業部会委員長） | （資料なし） |
| (8) 事務局報告 | 佐藤壽晃専務理事 | 事務局統括 | 国内渉外担当 |
| イ. 内閣府情報 | | | 資料—1&2&3 |
| ロ. 経済産業省情報 | | | 閲覧—経済産業省 |
| ハ. JATET ニュース発行について | | | （資料なし） |

ニ. 熊本地震について	(資料なし)
ホ. 日本照明工業会長崎文彦 JIS C 8105-2-17 改正案について	資料—4
ヘ. 会員情報	閲覧—会員情報
ト. 他の官庁報告	閲覧—官庁情報
チ. 諸団体情報	閲覧—諸団体情報
リ. その他	
(9)選挙管理委員会提出理事監事立候補リストの件	佐藤壽晃専務理事 資料—理事監事立候補リスト

2. 審議事項

議案

第1号議案	平成27年度事業報告承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料—5
第2号議案	平成27年度決算書承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料—6
第3号議案	会費未納者会員の資格喪失について		
第4号議案	京都ロームシアター見学会後援名義無断使用について		資料—7
第5号議案	世界劇場会議名古屋フォーラム2016の後援名義使用許可について	佐藤壽晃専務理事	資料—8
第6議案	ニッセイバックステージ賞候補者推薦について	佐藤壽晃専務理事	(資料なし)
第7議案	賛助会員Aシコジャパン会員種変更届の件		資料—9
第8議案	千葉英雄氏正会員Cの会員申込の件		資料—10
第9議案	社員総会運営規則承認の件	中川堅司副会長 (作業部会委員長)	資料—11
第10議案	理事職務権限規程承認の件	中川堅司副会長 (作業部会委員長)	資料—12
第11議案	監事規定承認の件	中川堅司副会長 (作業部会委員長)	資料—13
第12議案	役員の報酬及び費用に関する規定承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料—14
第13議案	入会規定承認の件	中川堅司副会長 (作業部会委員長)	資料—15
第14議案	会費規定承認の件	中川堅司副会長 (作業部会委員長)	資料—16
第15議案	役職理事推薦の件	佐藤壽晃専務理事	資料—17
第16議案	総会議案次第承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料—18

理事会承認が必要な規程 (重要)

理事会運営規程承認の件	中川堅司副会長 (作業部会委員長)	資料
事業執行連絡委員会規程承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料
協会組織規程承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料
事務局規程承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料
経理規程承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料
公印取扱規程承認の件	佐藤壽晃専務理事	資料
その他 理事会承認が必要な規程		
J A T E T個人情報管理規程 (案)		

コンプライアンス規程(案)
外部理事（監事）の賠償責任限定に関する契約書（案）
寄付金取扱規程（案）
J A T E T 総則（案）
J A T E T 規格等の規格番号規定等（案）
議論倫理規程（自主行動基準）
議案慶弔関連対応細則改定案
リスク管理規程（案） 簡済
寄付金取扱規程（案）
財産管理運用規程（案）
特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程
情報公開規程（案）
文書管理規程（案）

5. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

定款第 34 条定足数の規定により、専務理事が定数を確認、理事会の成立を確認、開会を宣言

2) 議長選出

定款第 33 条の規定により、森会長を議長選出

3) 議事録署名人の選出

議長が定款第 36 条(議事録) 第 2 項の規定に従い、佐々木 光一理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

報告事項（1）

1) 業務報告

イ. 平成 28 年 3 月 15 日（火）14:00～16:00 平成 27 年 12 月 25 日（金）第 22 回 JATET 執行理事会及び運営委員会を開催。

ロ. 平成 28 年 4 月 13 日（水）午後 2:00 より、第 23 回執行理事会及び運営委員会を予定していたが、出席者の定数が確保できず延期。

ハ. 第 23 回執行理事会及び営委員会は、平成 28 年 5 月 5 月 17 日（火）開催予定。

2) 各事業報告

(1) 事業 1（教育研修）報告 西奈美博副会長（欠席代理 佐藤専務理事）

イ. 教育研修部会報告

JATETジャーナルVol. 10に掲載した、東京文化会館の特集を東京都に記事依頼し、その編集待ちをしていた。東京都の許可が下りるまでに時間が掛かり、4月1日の発行となりましたが、編集作業は3月に完了し、執筆料、編集料の支払いも3月に支払い済みのため、事業としては、平成27年度事業として報告。

本年度は、JATET技術展で見学会をしました新国立劇場の特集を予定している。

(2) 国際協力報告 本杉省三副会長（欠席代理 佐藤務理事）

前回理事会以後、特別な活動はありません。

(3) 総務報告 中川堅司副会長 総務担当

イ. 望月事務局員 4月復帰の件

育児休暇中であった望月和美氏が4月25日から事務局に復帰。

ロ. 事務局関連と請求書等は、閲覧資料にて確認。

閲覧—事務局関連

(4) 財務状況 東野博一理事 財務担当

イ. 監査報告書は、4月1日に尾澤会計事務所と決算を済ませ、監事へ4月11日に監査をして頂き、監査報告書を提出。決算内容は、後ほど佐藤専務理事より説明。

ロ. JATET誌77号、78号の広告費は全て入金済み、JATET技術展のレンタル備品及び追加電気料金は、全て入金確認済。

ハ. 会費の未納は、賛助会員A トラストサービス(株) 1社、賛助会員B 小野田泰明氏、黒澤一臣氏の2名。

小野田氏は2年連続の会費未納となりますので、本日、退会処分の議案になります。

資料—1

(5) 事業2報告 稲生真理事 事業2担当(欠席代理 佐藤専務理事)

JATET 技術展以後、特別な活動はありません。

3月に照明部会がLED器具の検証実験を行い、運搬費等の費用が約6万円発生。昨年度の部会費として処理済み。(資料なし)

(6) 広報報告 長谷川祥久理事 広報担当

古橋副会長より、本年度の広報部会の事業計画は、纏まりつつあると報告を受けている。

(資料なし)

(7) 定款改定規程改定作業部会報告 中川堅司副会長(作業部会長)

イ. 現在の作業状況

作業部会はJATET技術展以後、メールにて各規程の文言訂正等の作業を継続し、4月22日に作業部会を開催。本日の議案として、各規程を提出しました。

ロ. 定款は、内閣府から指導を受けた箇所を修正し、その都度、理事会に報告。

前回の理事会で了承された変更届を、3月10日に内閣府に提出。4月1日より施行を開始しました。これにより、総会での決議が必要に各規程は、総会議案として提出し、理事会の決議が必要な規程は、今後、議案として提出して行く予定。

(8) 事務局報告 佐藤壽晃専務理事 事務局統括 国内渉外担当

イ. 内閣府情報

3月10日に定款変更届を内閣府に提出。

資料—1

3月22日に平成28年度事業計画、予算書を内閣府提出。審査状況は受付済み。 ”

前回の理事会で、公益事業費の赤字金額を200万円から100万円に修正することになったが、公益事業比率48%になるため、公益事業費の金額は修正しないで、事業費内の管理費内の配分を変えることで、総予算はほとんど変わらず、公益事業比率を50%に出来たので、修正予算書(添付予算)を内閣府に提出する事を報告する。(資料—1最終頁)

資料—3は、内閣府に提出した内容で、総会の報告事項になる予定です。

資料-2は、前回の理事会で承認を得て提出をしました事業計画書で、同じく総会の報告事項になります。

事業の統一に関しては、今期は無理でしたが、内閣府と再度交渉し、総会が終了後に内閣府を訪問し、調整することになりました。

資料—1

ロ. 経済産業省情報

閲覧1にて、一経済産業省、経済産業省より送られてきた資料の説明。

閲覧資料—経済産業省

ハ. JATET ニュース発行について

2016年 3月 8日(火) 第161号

2016年 3月 31日(木) 第162号

2016年 4月 14日(木) 第163号を発行しています。

2016年 4月 18日(月) 第164号を緊急発行しました。

内容は、日本建築学会近畿支部主催ルームシアター京都見学会に JATET が正式後援をしているという MAIL とチラシが全国に配布されましたが、JATET は後援をしていませんので、その訂正です。

この件は、本日の議題になっていますので詳細は後ほど解説します。

もう一つの記事は、熊本地震の現時点の個別での各会館等へのお問い合わせはお控えいただきたいという要望と影響が一段落し次第、公文協等と協力し被害調査を行う予定を伝えました。

(資料なし)

二. 熊本地震について

内閣府、経済産業省からは、今回の熊本地震での劇場、ホールの被害状況の問い合わせがあり、前回の地震の時と同様調査をして報告書を出してもらいたいという要望が伝えられました。前回は、他の協会とは別に単独で調査し、報告書を発行しましたが、今回全公文や他の協会と調整をして調査を行なう予定だと伝えました。

現時点の個別での各会館等へのお問い合わせはお控えいただきたいという要望は、公文協の要望でもあり、JATET の法人会員の要望でもあります。

(資料なし)

JATET 会員の被害状況は、サンケンエンジニアリングの工場が被災し、先週社員が復旧工事にかかったと聞いています。熊本のホール等被害は聞こえて来ますが、入場禁止の措置が取られ、詳細は分かりません。風評になりますので、発言は控えて欲しいとの要望が来ています。

ホ. 日本照明工業会長崎文彦 JIS C 8105-2-17 改正案について

日本照明工業会 JIS C 8105-2-17 改正案について連絡がありました。

照明部会で検討をしていただき、今回は修正事項がない旨、日本照明工業会に連絡をいたしました。

資料—4

ヘ. 会員情報

パナソニック、三精テクノロジーズ、ヤマハサウンドシステムから代表者の変更届が提出されています。3月より新国立劇場技術部の方が、技術系部会にそれぞれ参加しています。

JVCケンウッド・アークスに川崎市から川崎市通信設備連絡協議会へ電気設備に関する研修会開催についてJVCケンウッド・アークスから事務局に問い合わせがありました。そのないようについて、小柳理事に報告をお願いします。

川崎市が毎年一回 2日間セミナーを開催している。今回ホール音響設備について説明依頼が入り、内容として国交省の規程について測定の仕方ということでした。国交省の規程がサンプルであり、尚且つ実際ホール音響の測定方法とは違うので現場に合わせてJATETの規格にしていきたいという講義内容予定です。

質問 : ①JATET規格は3/31発行ですが、どうしたら手に入るのか？

問題点 : ①解説書がまだ出来ていないのでセミナーで特別に渡した内容で発表して良いか？

②発売はどうするか？

回答 : ①資料として使用可ですが、図面・写真の使用は不可

②解説書の印刷が遅れている為もう少し時間がかかる。

発売日が決まったらJATETニュースに掲載する。

販売形態については次回理事会で明確にしてもらいたい。

閲覧資料—会員情報

ト.他の官庁報告

閲覧資料—他の官庁報告

チ.諸団体情報

閲覧資料—諸団体情報

リ.その他

昨年度の会費未納者は、賛助会員A トラストサービス(株)

賛助会員B 黒澤一臣氏 小野田泰明氏

支払期日 平成28年2月29日

小野田氏は二年分の滞納になりますので、退会処分の対象者です。

後ほど審議をお願いします。

(8) 事務局報告

佐藤専務理事

選挙管理委員会提出理事監事立候補リストの件を報告します。

昨日第3回選挙管理委員会が開催され最終立候補者が決定し、リストが提出されました。立候補締め切りは、4月15日でしたが、3名が書類不備で選挙管理委員会から3名に変更勧告をしました。3名の書類不備内容は資料の通りです。

昨日、選挙管理委員会が開催され、3名から返事が来ました。市来理事、長谷川理事からは、勧告に応じ、再申請が受理されました。鈴木伸一氏の返事は、資料にある通りです。選挙管理委員会は、契約先が鈴木氏の返答に間違いがないと言う事を確認し、間違いがないという事を前提にリストを作成したと、理事会に報告をしてもらいたいという事でした。昨日小柳氏に電話で確認を試みましたが不在でした。小柳理事間違いはないでしょうか。

(小柳理事の説明)

後ほど、この立候補者を個別に総会議案として審議を御願います。

理事監事立候補リスト

5. 審議事項

第1号議案 平成27年度事業報告承認の件(佐藤専務理事)

第1号議案 平成27年度事業報告承認の件について説明。

資料-5 1ページ目 第1議案の「下記」を省く。2ページ目 第11議案の執行理事会、運営委員会の「、」を省く。3ページ目 第2議案 各部会後ろに「委員の」追記する。5ページ 3) 執行理事会、運営委員会の「、」を省く。10ページ目 定例部会 「パネル作成の原案を作成した」に修正。照明部会を広報部会に訂正。

新定款平成28年4月1日付にて改正施行。内閣府指導の下、決定機関は総会、次に理事会となる。業務執行連絡委員会は理事会の諮問機関となります。部会は、新定款が施行され正式な機関となる。

これにより第1号議案 平成27年度事業報告承認の件について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件 佐藤専務理事

第2号議案平成27年度収支決算報告についての説明。

平成27年度の経常収益計¥34,855,928となり、平成26年度よりも1千万円強増え、正味財産期末残高は¥13,340,854となり、平成26年度よりも1,20万円増えています。特定費用準備金資金4,600,000円残高となりました。平成29年に予定する第2回JATET技術展の準備金として350万円を準備金としました。平成28年度で使用できる金額は1,100,000円です。公益目的事業費率資料とおおり62%となりJATET始めて以来の数字を達成しました。尾澤会計事務所の計算によると準備金を積まないと公益事業比率が68%を超える数字になりますが、収支相償の原則を守るように指導を受けているので、350万円の特定費用準備金積立を行った。

これにより第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件について決議が行なれた。

全員一致によって本件は可決した。

第3号議案 会費未納者会員の資格喪失について

佐藤専務理事より第3号議案 会費未納者会員の資格喪失について説明を致します。

先程報告をしましたように、賛助会員B小野田泰明氏が平成26年度27年度2年分の会費が未納です。請求は毎年3回以上郵送し、催告もしましたが、入金、返事ともありません。定款9条(会員の資格喪失)4項には(4) 1年間以上会費を滞納したとき。

という規定があります。定款を遵守すれば、賛助会員B小野田泰明氏は、会費未納につき既に会員資格を喪失しております。賛助会員B小野田泰明氏は、会費未納につき既に会員資格を喪失したとして発表してよいか、ご審議をお願い致します。

前例として、前定款下で、江東電気は会費未納で退会処分にしています。

新定款では、定款9条4項(会員の資格喪失)としております。

これにより第3号議案 会費未納者会員の資格喪失の件について決議を行なわれ全員一致により本件は可決した。

第4号議案 京都ロームシアター見学会後援名義無断使用について

第4号議案 京都ロームシアター見学会後援名義無断使用について審議をいたします。佐藤専務理事より第4号議案 京都ロームシアター見学会後援名義無断使用について説明をいたします。先程、JATET ニュース発行について報告したおり、報告しましたが、4月18日(月)に日本建築学会近畿支部主催ロームシアター京都見学会にJATETが正式後援をしているというMAILとチラシが全国に配布されました。そのチラシには、JATETが正式に後援をしていると記載されておりましたので、教育研修部会長に確認したところ、教育研修部会長は見学会を決定しておりません。

資料-7をご覧ください。長谷川理事より田中部会長に宛てたMAILです。

建築学会より以下のメールが発信されました。

この見学会は、JATETの後援となっていると認識しております。

事務局より、JATET会員への告知をお願いしますでしょうか。これは、広報部会または、事務局にお願いすべき内容でしょうか。ご確認と、告知のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

と、書かれており、建築学会からは何の連絡もなかったため、不審に思い建築学会事務局に問い合わせたところ、建築学会も朝チラシが届き、驚いているところだとの事でした。

建築学会のHPには、チラシが掲載されており、申込フォームも開設されていたため、後援名義を一度外してもらい必要なら26日の理事会で提案するので、後援依頼書を発行できないか問いましたら、主催は建築学会近畿支部で、東京の本部事務局は一切関係していないので、その必要はないという事と、HPから削除するのも出処が分からないので、作業ができないという返事でした。建築学会のHPの記載とチラシには、資料にあるように、問い合わせ先は、日本建築学会事務局(香山壽夫建築研究所内 担当:下川) tel. 03-3815-4568のみ、連絡先は記載されておらず、そこに連絡を入れて欲しいとの事でしたので、日本建築学会事務局が香山壽夫建築研究所内に設置されていることになっていると聞いたところ、そのようなことは許可していないとのことで、今回の見学会は、香山壽夫建築研究所の長谷川氏が中心になって動いていたため、香山壽夫建築研究所に問い合わせをしてもらいたいとのことでしたので、香山壽夫建築研究所に電話を入れ、長谷川氏にHP上のJATETの後援を削除する事を依頼し、どなたがチラシへの印刷、HP上の掲載を許可したのか問いましたところ、自分が責任者とされているという返事でした。理事会で取り上げる事になる旨伝え、建築学会事務局に再度結果を知らせたところ、長谷川氏からチラシの回収要望が建築学会事務局へ連絡があったばかりという事でした。現在は、日本建築学会HP上からはJATETの後援名義は削除されています。

小野田泰明氏の処遇を定款遵守で決定するのであれば、後援名義無断使用で長谷川理事も処分の対象になります。定款では、後援名義無断使用の処分は明快に記載されていませんが、該当箇所は、第11条(除名)の項目に会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において社員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。と、規定しています。理事会承認事項である後援名義の無断使用は、

(1)～(3)の、どの項目にも該当し、除名の対象になるかと思われます。

建築学会との関係は良好で、昨年三次市の見学会を JATET が後援していますので、本年 JATET が見学会を計画する時には、建築学会が後援に廻る事を確認しております。手続きは、学会、JATET の理事会承認を得ますので、半年あまり掛かります。早い時期の同意でも秋口以降の見学会が対象になります。

それでは、長谷川理事の処遇についてご審議下さい。

本件についてご意見、ご質問をお受けします。

長谷川理事が出席ですので、ことの経緯を説明願います。

(長谷川理事の説明)

建築学会近畿支部理事の門内氏より施設見学会を行うにあたり他の組織団体に後援・協力をお願いしたいと依頼された。近畿支部は若い人がいないので香山建築研究所に手伝ってほしいと依頼され下川氏を担当とした。2/23 に教育研修部会長田中氏へ JATET に後援・協力依頼をメールした。田中氏より部会員に見学会の後援・協力をするかメールされた。

結果を聞く前に合意出来そうだと伺った。

教育研修部会の他に広報部会、建築部会にも同様のメールを送り、教育研修部会の田中氏、建築部会副部長 戸田氏と相談し、田中氏より運営委員会に上げると報告をもらう。後援は受付せず告知のみとなる旨を戸田氏よりメールが届き、了承メールをした。

建築学会へは教育研修部会と建築部会に運営委員会に上げてもらうので、このままでいけば基本的に賛同が得られると思うと連絡する。2/13 より入院しており、報告を受けず現状に至る。

運営委員会の審議により後援はしない、間に合わないという事だったらしく、その事実を本日に至るまで知らなかった。先日建築学会より後援のメールが届いたので田中氏にメール転送したところ、運営委員会に出席できなかつたので副部長より後援しないことになったと報告を受けたとのことであった。

ここで初めて知ったので、建築学会と近畿支部理事の門内氏に連絡する。印刷物が上がってきた日であったが他の団体に連絡しチラシは流出せず、ホームページには JATET 後援と数日掲載された。その間 JATET 会員 3 名より申込みがあり一般申込みに変更依頼をした。執行理事会及び運営委員会が了承すれば後援が得られるのではと思った。教育研修部会がいつ行われているのか知らないし、運営委員会にも出席できなかつた。

(佐藤専務理事より)

このままではすまされないので、主催された建築学会近畿支部から JATET に詫言状を出させて下さい。そうすれば個人問題にはならない。

責任者が自分であるならまずは謝罪すべき。または主催者である近畿支部の方が来て謝罪すべきと考える。

(長谷川理事より)

理事会に出席しているのでそこで皆様にお詫びの必要があるかとも思いましたが、森会長にはお詫びの電話はしている。

内閣府からは、法令を遵守し、定款に則り、公益法人を運営するように指導を受けております。定款に違反した場合、定款の罰則規定を適応する事が求められます。

本件についてご意見、ご質問をお受けします。

これより第4号議案 京都ロームシアター見学会後援名義無断使用について決議を行ない、建築学会近畿支部より書面にて詫び状を提出してもらうこと、長谷川理事が責任をもって、建築学会近畿支部へ対処することとし、全員一致によって本件は可決した。

第5号議案 世界劇場会議名古屋フォーラム2016の後援名義使用許可について（佐藤専務理事）

第5号議案 世界劇場会議名古屋フォーラム2016の後援名義使用許可について説明。

資料-8 世界劇場会議名古屋からフォーラム2016の後援同意書が届いています。

世界劇場会議名古屋には、本日の理事会で決定次第、正式に返事をする旨伝えました。

これより第5号議案 世界劇場会議名古屋フォーラム2016の後援名義使用を許可することについて決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

世界劇場会議名古屋フォーラム2016の後援名義使用を許可する。

第6号議案 ニッセイバックステージ賞候補者推薦について（佐藤専務理事）

第6号議案 ニッセイバックステージ賞候補者推薦について説明。

ニッセイバックステージ賞候補者推薦について書類が届いております。執行理事会運営委員会に推薦した方がいるか、問い合わせましたが、思い当たる推薦者がいないとの事のです。

これにより 第6号議案 ニッセイバックステージ賞候補者推薦について決議が行われ全員一致によって本件は可決した

本年も推薦者なし。

第7号議案 賛助会員Aシコジャパン会員種変更届けの件（佐藤専務理事）

第7号議案 会員種変更届けの件について説明。

資料-9 賛助会員Aシコジャパンの岩井社長から会員種の変更は可能かの問い合わせがあり、事情を確認したところ、アメリカ本社から日本の業績が上がらないので会費の少ない方に移行しなければならなくなったとの事で、ご本人はJATETの会員で活動を続けていきたいという希望でしたので、社長本人が正会員Cの個人会員に以降という事で、理事会に諮ってみようと言う事になりました。旧会員資格では、成立しませんが、昨年より会員種の解釈をひろげておりますので、正会員Cの劇場関係に従事するサービス業に相当すると考えます。業績が上がれば、法人会員に復帰するという条件で如何かと思えます。

これにより第7号議案 会員種変更届けの件について決議が行われ全員一致によって本件は可決致した。

これにより、賛助会員Aシコジャパンは、賛助会員Aから代表の岩井秀行氏が個人会員Cとなることだが、業績回復の時に賛助Aに復帰すると条件付きで会員種変更が認められた。

第 8 号議案 千葉英雄氏正会員 C の会員申込の件 (佐藤専務理事)

第 8 号議案 千葉英雄氏正会員 C の会員申込の件に説明。

資料-10 千葉英雄氏は、舞台照明家であり、劇場のコンサルタントを職業としております。

近年は、竹中工務店のアドバザーを主業務としております。以前より入会を勧誘していましたが、JATET 技術展を期に入会の申込がありました。

これにより第 8 号議案 千葉英雄氏正会員 C の会員申込の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

千葉英雄氏の正会員 C の入会が認められた。

第 9 号議案 社員総会運営規則承認の件 (中川副会長 作業部会委員長)

第 9 号議案 社員総会運営規則承認の件を説明。

資料-11 6 ページ 第 26 条 「正会員」の過半数を「社員」の過半数に訂正。

8 ページ 第 35 条 事務局「長」を取る。

総会承認事項と、理事会承認事項を記載しました。

社員総会運営規則、理事職務権限規程、監事規程、役員の報酬及び費用に関する規程、役員選任規程が総会承認事項です。役員選任規程は昨年の理事会で承認され、総会の議案に提案されています。役員の報酬及び費用に関する規程は、旧規定がありますが、新定款に則り、文言を整理しました。社員総会運営規則、理事職務権限規程、監事規程は新規の規定です。

入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額は、旧規定から変更はありませんが、入会規程、会費規程も役員の報酬及び費用に関する規程と同じく文言を整理し、昨年承認された会員種の拡大を明記しました。総会以後、HP 等の記載の入れ替えのため、総会で報告は必要かと思えます。

これにより第 9 号議案 社員総会運営規則承認の件について決議が行なわれ全員一致によって本件は可決した。

これにより、総会審議事項となる。

第 10 号議案 理事職務権限規程承認の件 中川 堅司副会長 (作業部会委員長)

第 10 号議案 理事職務権限規程承認の件について説明。

資料-12 3 ページ 第 3 項 消去。 附則 平成 28 年 5 月 26 日

別表 決裁事項

契約の締結 1 件¥100,000 円以上 1 件¥100,000 円未満 1 件¥50,000 円 (事業関係)

支出 1 件¥100,000 円以上 1 件 100,000 円未満 1 件 50,000 円未満 (事業関係)

これより第 10 号議案 理事職務権限規程承認の件について決議が行なわれ全員一致によって本件は可決した。

これにより、総会審議事項となる。

第 11 号議案 監事規程承認の件 中川 堅司副会長 (作業部会委員長)

第 11 号議案 監事規程承認の件 説明。資料-13

これにより第 11 号議案 監事規程承認の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決いたしました。

これにより、総会審議事項となる。

第 12 号議案 役員の報酬及び費用に関する規程承認の件（佐藤専務理事）

第 12 号議案 役員の報酬及び費用に関する規程承認の件説明。

資料-14 1ページ 「別表のとおり」消去

2ページ 第 8 条 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

これにより第 12 号議案 役員の報酬及び費用に関する規程承認の件について決議が行なわれ全員一致によって本件は可決した。

これにより、総会審議事項となる。

第 13 号議案 入会規程承認の件 中川 堅司副会長（作業部会委員長）

第 13 号議案 入会規程承認の件について説明。

資料 15 1ページ 入会規程に変更 5ページ 別表 作成中

入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額は、旧規定から変更はありませんが、入会規程、会費規程も役員の報酬及び費用に関する規程と同じく文言を整理し、昨年承認された会員種の拡大を明記しました。

これにより第 13 号議案 入会規程承認の件について決議が行なわれ全員一致によって本件は可決した。

会員種の拡大は今年の総会で報告承認を得ている。

第 14 号議案 会費規程承認の件 中川 堅司副会長（作業部会委員長）

第 14 号議案 会費規程承認の件について説明。

資料-16-1 第 3 条 通知を受け請求書を受領した日から 30 日以内

第 5 条 請求書を受領後 3 か月以内修正

16-2 第 6 条 削除 第 7 条⇒第 6 条変更 (3) 名誉会員 削除

第 8 条⇒第 7 条変更 第 9 条⇒第 8 条変更

これにより第 14 号議案会費規定承認の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第 15 号議案 役職理事推薦の件 佐藤専務理事

第 15 号議案 役職理事推薦の件を説明。

資料 17 森健 輔⇒森 健輔 修正

これにより第 15 号議案 役職理事推薦の件 について決議が行なわれ全員一致によって本件は可決した。

役員選出選挙に当選した場合、臨時理事会に推薦する理事会推薦役職理事候補リスト

代表理事・会長 森 健輔正会員 A（森平舞台機構）

副会長（第 1） 西奈美 博 正会員 A（東芝エルティエーエンジニアリング株式会社）

副会長（第 2） 小柳 聡 正会員 A（株式会社 JVC ケンウッド・アークス）

副会長（第 3） 大志万 公博 正会員 A（三精テクノロジーズ株式会社）

専務理事 佐藤 壽晃 正会員 C（舞台照明家）

第 16 号議案 総会議案次第承認の件 佐藤専務理事

第 16 号議案 総会議案次第承認の件 について説明

資料-18 選挙管理委員 別室で集計

報告 第 3 号報告を外す

これにより第 16 号議案 総会議案次第承認の件について決議が行なわれ全員一致によって本件は可決した。

本日承認を得られた規程以外に理事会承認が必要な規程（重要）

理事会運営規程承認の件 中川 堅司副会長（作業部会委員長） 資料-

事業執行連絡委員会規程承認の件 佐藤 壽晃専務理事 資料-

協会組織規程承認の件 佐藤 壽晃専務理事 資料-

事務局規程承認の件 佐藤 壽晃専務理事 資料-

経理規程承認の件 佐藤 壽晃専務理事 資料-

公印取扱規程承認の件 佐藤 壽晃専務理事 資料-

その他 理事会承認が必要な規程 (資料なし)

JATET 個人情報管理規程(案)

コンプライアンス規程(案)

外部理事（監事）の賠償責任限定に関する契約書(案)

寄附金取扱規程(案)

JATET 総則（案）

JATET 規格等の規格番号規定等（案）

議案倫理規程（自主行動基準）

議案慶弔関連対応細則改定案

リスク管理規程（案）簡済

寄附金取扱規程(案)

財産管理運用規程

特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程

情報公開規程（案）

文書管理規程

第 36 号議案特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程

第 37 号議案情報公開規程（案）

第 38 号議案文書管理規程

とあります。

その他(佐藤専務理事より)

これらを次期理事会で順次承認が必要です。中川副会長に定款規程作業部会委員長を引き受けていただき、昨年の 9 月より旧ピッチでここまで作業をしていただきましたが、中川副会長は総会後退職し、個人会員として申込下さいますが、正会員としての審査は 8 月末の定例理事会まで待つ事になり、6 月以後 3 箇月は空白が生まれます。

中川副会長には、8 月までの間、外部オブザーバーとして規定改定作業部会をお手伝い願えれば

考えておりますが、総会後の臨時理事会で理事の中から、規程改定作業部会委員長も選出の必要
があります。理事に選出したおりには、ぜひとも皆様のお力を借り、可能な限り早めの規程を改
定完了し、内閣府に提出したいと考えております。

目処は、11月頃と思われる内閣府立入検査には間に合わせたいと望みます。

よろしく申し上げます。

議長より、これまでの審議について、議長より尾澤監事、間瀬監事からの意見を求めたが、特に意見な
しとの回答を得た。

次回の日程確認

次回理事会は、5月26日総会後の臨時理事会となります。

本日は本当に長い時間審議をしていただいて誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の議題審議を終了致しました。

19時25分 第29回定例理事会の閉会を宣言した。

以 上

平成28年4月26日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録作成署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第29回定例理事会

議長（代表理事）

森 建輔



尾澤 監事

尾澤輝行



間瀬 監事

間瀬 勝一



佐々木 光一 署名人

佐々木 光一



第30回 臨時理事会
議事録（正）

平成28年5月26日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 開催日時及び場所

日 時：平成28年5月26日（木）17：50～18：15

場 所：ホテルローズガーデン新宿別館2階ローズルーム

東京都新宿区西新宿8丁目4-16

2. 出席理事数及び出席者氏名

出席理事数：12名（理事総数15名）

欠席理事数：3名（臨時理事会開催、議事に同意確認済み）

出席理事名：山田 芳久、大志万 公博、小柳 聡、崎山 征雄、河瀬 靖憲、森 健輔、
西村 岩夫、伊東（市来）邦比古、小川 幹雄、佐藤 壽晃、鈴木 伸一、
長谷川 祥久

欠席理事名：阿部 茂樹、西奈美 博、伊東 正示

出席監事数：2名（監事総数 2名）

出席監事名：尾澤 輝行、間瀬 勝一

3. 議事次第

1) 開会

2) 議長選出

3) 議事録署名人選出

4) 議事

第1号議案 平成28年役職理事選出の件（定款26条27条）

（含む副会長の順位の件（理事の職務権限規定第8条（副会長）））

前理事会の推薦役職候補

会長（代表理事）候補 正会員A 森 健輔氏 森平舞台機構株式会社／代表取締役

副会長（第1）候補 正会員A 西奈美 博氏

東芝エルティエーエンジニアリング株式会社／取締役アートライティング事業部長

副会長（第2）候補 正会員A 小柳 聡氏

株式会社JVCケンウッド・アークス／取締役システム営業部長

副会長（第3）候補 正会員A 大志万 公博氏

三精テクノロジーズ株式会社／代表取締役副社長

専務理事候補 正会員C 佐藤 壽晃氏

照明家／劇場コンサルタント

第2号議案 業務担当執行理事の件（定款26条27条）

第3号議案 顧問選出の件（定款第35条（顧問及び参与））

第4号議案 改訂作業部会委員長選任の件

第5号議案 中川堅司氏の改訂作業部会外部オブザーバー就任の件

第6号議案 JATET誌79号80号記事内容について JATET技術展の報告集（合併号にするか）

（1）総会の各事業報告、事業計画は、理事会と同様に担当理事が行なう案

(2) 同様に部会も新定款から JATET の正式機関になったので、部会報告等は、部会長にして
いただく案

(3) JATET の正式機関の活動、会議等は出席簿を作成の案

第 7 号議案 間瀬監事よりの提案の件

5) 会長挨拶

6) 閉会

4. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

17時50分（予定より2時間50分遅れて開催）

役職理事が決定しておりませんので、私事務局花田が開催の確認をします。

全員異議なし

この理事会は、選挙に先立ち、当選後は臨時理事会に出席する旨の返事を頂きました。定款第
43条の規定に従い、理事構成員15名中、出席12名、欠席3名で過半数の出席を確認しま
した。出席監事は2名です。

以上により、本日の第30回臨時理事会の成立を宣言いたします。

2) 議長選出

定款第42条の規定により理事会の議長は、会長がこれに当たるとありますが、理事全員改選
直後のため、本日選出された新役員の中から議長の選出をお願いします。ご出席の前会長であ
る森健輔氏に議長をお願いするのは、如何でしょうか。

全員異議なし

森健輔氏を議長に選出。

3) 議事録署名人選出

定款第46条の規定により、西村岩夫氏を議事録署名人に選出、同氏はこれを受諾。

4) 議案の審議

<第1号議案 平成28年役職理事選出の件>

4月26日に開催されました第29回定例理事会で本日の総会で新役員として当選した場合、
役職は、通例2期続ける事で運営されてきましたので、私森健輔を会長候補とし、JATET 代表者
が入れ替わった法人会員もありますので、

会長（代表理事） 正会員A 森 健輔 森平舞台機構株式会社／代表取締役

副会長（第1） 正会員A 西奈美 博氏

東芝エルティールエンジニアリング株式会社／取締役アートライティング事業部長

副会長（第2） 正会員A 小柳 聡氏

株式会社JVCケンウッド・アークス／取締役システム営業部長

副会長（第3） 正会員A 大志万 公博氏

三精テクノロジーズ株式会社／代表取締役副社長

専務理事 正会員C 佐藤 壽晃氏

照明家／劇場コンサルタント

の5名が推薦されました。

副会長の順位は、法規及び定款に規定されており、代表理事に事故あるいは物故した場合は副会長がその順位に従い、代表理事を引き継ぎ、速やかに新代表理事を決定してはなりません。先ほど、総会で承認をいただいた理事の権限規程に規定されています。

本件についてご意見、質問をお受けします。

質問事項

鈴木理事：代表理事を選任する際に定款第39条（権限）の（5）に業務執行理事の選任及び解職について規定されているが、代表理事選任について規定されていないのは何故ですか。

佐藤理事：代表理事の選任については、定款第27条（選任）2項に規定されています。代表理事の選任は理事会の義務になります。

鈴木理事：定款第27条は選任の方法を規定しているのであって、それに呼応して理事会の権限として、代表理事の選任に関しても定款第39条（権限）に規定した方が良いと思われませんが如何ですか。

佐藤理事：定款の改訂については、前理事の中川氏を中心に作業していただきましたので中川氏に伺います。（中川氏が議場に呼ばれる）

中川氏：代表理事の選任については、定款第26条3項に”本会の会長を代表幹事とし、副会長、専務理事に加え、専門の業務担当理事を3人を限度として、「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。”と規定したので、第39条（権限）の（5）から省いた経緯があります。

鈴木理事：それでは、第39条（5）は会長の選任も理事会の権限に含まれるということですか。

中川氏：定款第26条3項で業務執行理事を定義している通り、定款第39条（5）は、会長、副会長、専務理事、専門の業務担当理事の専任及び解職に関する理事会の権限について記述しています。

これより第1号議案 役職理事選任の件、決議を行います。

第1号議案 役職理事選任について、推薦内容に賛成の方は挙手をお願い致します。

賛成12名全員一致によって本件は可決承認されました。

会長（代表理事） 森 健輔

西奈美 博 副会長（第1）

小柳 聡 副会長（第2）

大志万 公博 副会長（第3）

佐藤 壽晃 専務理事は、本日より業務の執行をお願い致します。

専務理事は常勤になりますので、引き続き事務局の統括をお願い致します。

<第2号議案 業務担当執行理事の件（定款26条27条）>

新体制を組むにあたり以下の案いろいろと考えてみました。前副会長及び前専務理事と現状と理事立候補者の名簿を基に相談し、理事に選任され、代表理事、会長に選任された場合を、前年からの事業の継続を重点にし、案を練りました。

統括責任者 森 健輔 会長

事業担当 西奈美 博 副会長

総務担当 小柳 聡 副会長

中川副会長が担当されておりましたので、引き継ぎをお願い致します。

財務担当 大志万 公博 副会長

財務は東野前理事が担当していましたので引き継ぎをお願いします。

事務局統括 国内渉外担当 佐藤 壽晃 専務理事

国際渉外担当 小川 幹雄 理事

国際渉外担当は、OISTAT 及び韓国技術院との関係を再度調整しなくてはなりませんので小川理事はOISTAT 副会長でもありますので、ご尽力をお願いしたいということです。国際交流をより活発化させていただきたいという人選です。

山田 芳久理事には、業務担当として規程改訂作業部会担当をお願いしたいという事で業務担当執行理事案です。ご審議下さい。

本件についてご意見、質問をお受けします。

質問が無いようですので、第2号議案 業務担当執行理事の件について決議を行います。

第2号議案 業務担当執行理事案に賛成の方は挙手をお願い致します。

賛成12名全員一致によって本件は可決承認されました。

統括責任者 森 健輔 会長

事業担当 西奈美 博 副会長

総務担当 小柳 聡 副会長

財務担当 大志万 公博 副会長

事務局統括 国内渉外担当 佐藤 壽晃 専務理事

国際渉外担当 小川 幹雄 理事

規程改訂作業部会担当 山田 芳久 理事に決定をいたしました。

前人者から業務を引き継いで下さい。

<第3号議案顧問選出の件（定款第35条（顧問及び参与））>

第3号議案顧問選出の件を審議いたします。

引き続き、前高田顧問に就任をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

本件についてご意見、質問をお受けします。

質問等ないようであれば、第3号議案顧問選出の件の決議を行いません。

引き続き、高田一郎氏顧問に賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成12名全員一致によって本件は可決承認されました。

それでは、第3号議案は、引き続き、高田一郎氏に顧問に顧問をお願いいたします。

<第4号議案改訂作業部会委員長選任の件>

第4号議案改訂作業部会委員長選任の件を審議いたします。

中川前副会長がヤマハサウンドシステム株式会社を退職いたします。その結果、定款規程改訂作業部会委員長が不在になります。先程、山田理事に規程改訂作業部会担当執行理事に選出されましたので山田理事に委員長を引き受けいただきたいのですが、いかがでしょうか。

本件についてご意見、質問をお受けします。

質問等ないようであれば、第4号議案改訂作業部会委員長選任の件決議を行いません。

第4号議案山田理事に規程改訂作業部会委員長に賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成12名全員一致によって本件は可決承認されました。

それでは、第4号議案山田理事に規程改訂作業部会委員長で決定しました。

<第5号議案中川堅司氏の改訂作業部会外部オブザーバー就任の件>

第5号議案中川堅司氏の改訂作業部会外部オブザーバー就任の件を審議いたします。

中川堅司氏がヤマハサウンドシステム株式会社を退職することは先程御伝えした通りです。先程、山田理事が規程改訂作業部会担当執行理事に選出されましたので山田理事に委員長を引き受けいただきたいのですが、8月の理事会で承認が必要な規程がかなりの数があり、それらをまとめていただいたのが中川堅司氏ですので、中川堅司氏に改訂作業部会外部オブザーバーに就任していただき、引き続き作業をして頂きたいのですが、いかがでしょうか。

中川氏は、退職後正会員Cに申込をしていただく意思を確認しています。8月の理事会で承認の予定ですが、6月から8月末までの外部オブザーバーとなります。

本件についてご意見、質問をお受けします。

質問等ないようであれば、第5号議案中川堅司氏の改訂作業部会外部オブザーバー就任の件決議を行いません。

第5号議案中川堅司氏の改訂作業部会外部オブザーバー就任の件に賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成12名全員一致によって本件は可決承認されました。

それでは、第5号議案中川堅司氏の改訂作業部会外部オブザーバー就任が決定しました。

<第6号議案 JATET 誌 79号 80号記事内容について>

第28回定例理事会の議事録11ページ、皆様の資料の82ページをご覧ください。

JATET 誌 79号 80号記事内容については、そこに記載がされているように JATET 技術展の総括及び各部会の報告という事で技術系部会は部会テーマにしています。前回の理事会では、京都

会館の見学会名義無断使用の件と今総会で承認する規程について時間が取られたため、JATET 誌について決議の時間がありませんでした。理事会で記事の方向性を承認しませんが、各部会とも記事が書けませんので本日の理事会で承認を得たいと思います。

本件についてご意見、質問をお受けします。

質問等ないようであれば、第 6 号議案 JATET 誌 7 9 号 8 0 号記事内容について決議を行ないます。

第 6 号議案 JATET 誌 7 9 号 8 0 号記事内容は、JATET 技術展の総括及び各部会の報告という事で賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成 1 2 名全員一致によって本件は可決承認されました。

それでは、第 6 号議案 JATET 誌 7 9 号 8 0 号記事内容は、JATET 技術展の総括及び各部会の報告で、決定しました。場合によっては合併号になるかとも予想しています。各理事がより多くの JATE 誌の広告を獲得していただける事に期待致します。

<第 7 号議案 間瀬監事よりの提案の件>

間瀬監事より、前回の第 29 回定例理事会後、議事次第に書かれている提案がありました。

内容は、

- (1) 総会の各事業報告、事業計画は、理事会と同様に担当理事が行なう案
- (2) 同様に部会も新定款から JATET の正式機関になったので、部会報告等は、部会長にしてください案
- (3) JATET の正式機関の活動、会議等は出席簿を作成の案

です。

本日は、残された時間があまりありませんので、(3) JATET の正式機関の活動、会議等は出席簿を作成の案 を審議していただき、(1) (2) については、次回の定例理事会での審議事項にまわしたいと思います。

JATET の正式機関の活動、会議等の出席簿については、6 月より全ての部会の部会委員の再登録が開始され、提出される部会委員候補者名簿の審査要件になります。以前は音響部会、照明部会とも出席簿を作成していましたが、近年は作成されていませんでした。新定款が改正施行され、正式機関が明確化されましたので、理事会、委員会、部会の出席簿を作成願います。

間瀬監事のご意見を伺います。

間瀬監事：何も御座いません。

本件についてご意見、質問をお受けします。

質問等ないようであれば、第 7 号議案 (3) JATET の正式機関の活動、会議等は出席簿を作成の件決議を行ないます。

第 7 号議案 (3) JATET の正式機関の活動、会議等は出席簿を作成に賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成 12名全員一致によって本件は可決承認されました。

それでは、第7号議案 (3) JATET の正式機関の活動、会議等は出席簿を作成が決定しました。専務理事は、各出席簿の案を作成し、各部長に送付をお願いします。6月早々には協会正会員、賛助会員、部会委員全員に部会委員の再登録の用紙を送付し、新部会員の募集をお願いします。

最後に尾澤監事のご意見を伺いたいと思います。

尾澤監事： 特にありません。

5) 会長挨拶

今回の第31回定例理事会は、平成28年8月26日(金)午後2時より JATET 会議室にて開催しますので、ご予定を確保して下さい。内閣府からは、理事会に出席しない理事はやめてもらうよう指導をいただいておりますのでご了解下さい。

事務局より、理事の義務等の資料一式が郵送されております。公益法人与理事の責任と義務を良く理解の上、理事会に出席をお願いします。

先程の総会で報告しましたが、本年は内閣府の検査があります。理事の方でまだ公益法人の運営について疑問のある方は直接内閣府に疑問を問えます良い機会ですから、日時が決定しましたらお知らせ致しますので、ぜひ立ち会い検査に御同席下さい。執行理事は内閣府の質問に答弁する義務がありますのでぜひとも参加下さい。

長い時間お疲れ様でした。2年間の任期を無事終了できますよう公益活動に励みましょう。

6) 閉会

18時15分 佐藤専務理事が閉会を宣言し終了した。

平成 28 年 05 月 26 日

上記議事録を明確にする為、公益社団法人劇場演出空間技術協会第 30 回臨時理事会に出席した理事監事全員は、次に署名押印する。

出席理事監事署名

捺印 (実印)

山田 芳久 理事

山田 芳久 

印

大志万 公博 理事

大志万 公博 

印

~~阿部 茂樹 理事~~

(欠席)

印

小柳 聡 理事

小柳 聡 

印

崎山 征雄 理事

崎山 征雄 

印

河瀬 靖憲 理事

河瀬 靖憲 

印

森 健輔 理事

森 健輔 

印 代表理事

西村 岩夫 理事

西村 岩夫 

印

伊東 (市来) 邦比古 理事

伊東 邦比古 

印

小川 幹雄 理事

小川 幹雄 

印

佐藤 壽晃 理事

佐藤 壽晃 

印

鈴木 伸一 理事

鈴木 伸一 

印

長谷川 祥久 理事

長谷川 祥久 

印

尾澤 輝行 監事

尾澤 輝行 

印

間瀬 勝一 監事

間瀬 勝一 

印

西奈美 博 理事 (欠席届-同意書有)

伊東 正示 理事 (欠席届-同意書有)

第 31 回 定例理事会
議事録(正)

平成 2 8 年 8 月 2 6 日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

第 31 回定例理事会議事録

日 時：平成 28 年 08 月 26 日（金） 13:56～18:25

場 所：JATET 会議室

東京都千代田区神田鍛冶町 3-8-6 第一古川ビル TEL：5289-8858

開会

定款第 43 条 定足数の規定により、理事会構成員 15 名中過半数は 8 名以上、よって理事会の成立を佐藤専務理事より宣言。

※出席理事数及び出席者氏名(理事会構成員 21 名/監事 2 名)

出席理事数： 11 名

欠席理事数： 4 名

出席理事名： 森 健輔、小柳 聡、大志万 公博、佐藤 壽晃、小川 幹雄
山田 芳久、阿部 茂樹、西村 岩夫、伊東 正示、
鈴木 伸一、長谷川 祥久、 (計 11 名)

欠席理事名： 西奈美 博、伊東(市来)邦比古、崎山 征雄、河瀬 靖憲 (計 4 名)

出席監事： 1 名 間瀬 勝一

欠席監事： 1 名 尾澤 輝行 (監事総数 2 名)

高田顧問欠席

オブザーバーとして中川 堅司氏が出席

議事次第

1. 議長選出

定款第 42 条の規定により森健輔会長を議長に選出。

2. 議事録記録署名人選出

定款第 46 条(議事録)の規定に従い議事録作成署名人の選出。

今回は審議事項が多い為、議長が 2 名の作成人とし阿部茂樹、小川幹雄両理事を指名し、両氏はこれを受諾。

議事

議長より本日は報告事項、審議事項が多いので、途中休憩を取りながら進行する旨の発言があった。

鈴木理事より先に渡されている議事次第通りではなく、審議事項から行った方が良く提案があったが、佐藤専務理事より報告事項の中に後に審議する事柄もある為、先に配布されている議事次第通り行いたいと発言があり議長の承認を得る。

1. 報告事項

1) 業務報告

第 30 回臨時理事会以後の業務報告が森健輔会長業務担当統括責任者よりあった。

平成 28 年 6 月 28 日(火) 14:00～ 第一回事業執行連絡委員会を開催、
平成 28 年 7 月 14 日(木) 14:00～ 第二回事業執行連絡委員会を開催、
平成 28 年 8 月 1 日(月) 14:30～ 第三回事業執行連絡委員会を開催した。

2) 各事業報告

(1) 事業報告

事業報告を西奈美博副会長より行う予定であったが、欠席の為 佐藤専務理事が代行した。

イ. JATET FORUMについて

資料-1

事業執行連絡委員会にて技術系部会の要望をお聞きし、新国立劇場の空き状況を確認したところ、年度内は全て催し物が予定されており提供できる空きがないという返事が来た為、都内の協力してもらえる劇場を探したところ、部会の希望する平成29年1月30日(月)～1月31日(火)の2日間連続で開催可能な日程を座・高円寺2が提供可能という事であり、資料-1にあるように既に申込みを済ませた。

フォーラムの内容は、各部会が本年度の事業計画で立案をした内容、及びその後起こった熊本地震により

- 1) 建築 (仮) 熊本地震被害状況報告、
- 2) 機構 吊物機構安全指針改訂版解説、
- 3) 照明 JATET-L-*** 演出空間用LED照明器具の銘板類の表示規格解説、
- 4) 音響 JATET-S-6010: 2016劇場等演出空間における音響設備動作特性の測定方法解説書について、
- 5) 映像 (仮) 「最新の映像技術の解説と共に、表現の拡がりに向けたデジタル映像技術の可能性を探る。」のような内容になる予定。本日の理事会で事業として承認されれば、早々に実行委員会を招集し各部会で内容の検討に入る。実行委員長は、事業担当執行理事の西奈美副会長の予定。資料-1-1, 2は、座・高円寺2をお借りした事を想定したJATETフォーラムの予算書である。

予算的には、Plan-1が入場料2日間通し券資料つきで、会員を¥2,000、会員外を¥3,000で計算している。この金額は通常のJATETフォーラムの入場料の基本に照らして計上したもの。

支出は、会場費、オペレーター費、印刷費等、懇親会費等を全て計上して計算すると支出が約360万円、収入が300人満席で70万円、懇親会参加料45万円をプラスして115万円で約250万円の赤字計算になる。特定事業準備金は110万円計上されているので、準備金を収入として計算すると約140万円の赤字となる。本年度は技術展を企画していないので、全体の予算が昨年より1,000万円強減額している事は総会で説明した通り。予算上はJATETフォーラム開催収益80万円、予算上の帳尻合わせで支出を50万円で計上している。

今数字は技術展同様新国立劇場の協力を得る事を前提としていたが、今年度は既に空きがなく、自前で会場を探す事となり、座・高円寺に協力をして頂く事になった。会場費を支払わなくてはならない。参加料を技術展と同額で考え、支出も極力抑える事にしないと、かなりの赤字が計上され、協会の運営に大きな影響が出ることになる。

Plan-2は、参加料は1日券を基本にして、二日間を別々に収入予測してみたもの。支出に関しては、当日配布資料はJATET誌を利用する案。費用はJATET誌発行費で賄える。講師の数は1部会1人で計算し、極力内部で実現可能なものは費用を使わないで済ませる事を前提にしている。チラ

シ、印刷物のデザインは広報部会で賄う、受付は教育研修部会で受け持つという考えで計上した案。この案であっても赤字は出ないが、準備金は全て使い切るので、次回の準備金は計上できない事が予想される。座・高円寺は、入場料が5,000円を超えると貸し出し料金が変わるが、まだ入場料金を押さえているので、実行委員会で再考をして頂ければと考えている。また、2日間の部会の組み合わせによっては、入場人数に偏りが出る。大きな要因としては映像部会に動員力がないので、組み合わせが重要となる。この要因も実行委員会で考慮して頂きたいと考えている。

後の第12号議案で審議して欲しい旨を報告された。

ロ、JATET誌 79&80号について

資料-2 & 資料-3

事業執行連絡委員会にて技術系部会の要望をお聞きし、検討したところ、本日の理事会で検討をお願いするが、執筆時期と技術展を使用した配付資料の内容を全国に向けて配布したいという要望等を考慮すると、JATETフォーラム配付資料を兼ね技術展以後の研究成果等を追加し、79&80号の合併号としてカラー化したい旨意見が統一されたので報告する。閲覧する資料は技術展で当日配布された資料。この資料の内容は、技術展の参加者のみ配布しているので、まだ他には未発表となっている。広告掲載料は白黒印刷時倍の20万円の案で検討している。

技術系部会はこの技術展資料を利用すれば、JATET誌の記事が書きやすいとのこと。資料-2-1はカラー化した場合の予算書。合併号を予想しているので、150ページ前後のページ数で計算している。この場合は、広告掲載料を白黒印刷の4倍見ないと実現しないと予想していたが、編集では2倍程度で可能な印刷所を見つけたので、2倍の料金で計算をしている。しかし掲載数は従来より多くの企業に協力を要請する必要があり、30社の広告掲載で計算している。

資料-2-2は、カラー化に伴い広告主に従来は10部配布していたものを30部にし、JATETフォーラムの当日配付資料にした場合を想定し、300部を追加すると約3000部の印刷が必要になり、従来より1000部増刷となるので、広告掲載料の値上げの理由に正当性を持つ事になる。事業執行連絡委員会で既にこの案を説明し了解を得ている。後の第13号議案で審議されたい。

ハ、JATET ジャーナルについて

閲覧資料-JATET ジャーナル

※ジャーナル Vol. 11執筆者の執筆承諾書

今月末発行を予定していた「新国立劇場」の特集で、メーカー記載については、機構担当の三菱重工から執筆不可能との連絡が入り、教育研修部会で代替え案を検討中。

予定では、今月末に発行予定だが、原稿の到着が遅れている模様で、来月に持ち越される可能性が高まった。現在の予定では新国立劇場が承認してもらえればメーカーの記事は割愛する予定である。また、資料-3にてJATETジャーナル11号の予算書の説明があった。

執筆者等が替わる予定があるので変更が必要だが、以前は1号当たり15万円の予算だったものを、現在は執筆者が増加し、ページ数も増加して編集料等も増加傾向にあり1号当たり20万円の予算を組んでいる。

バナー広告に関しては第25号議案で審議されたい。関連して、教育研修部会で本年度の施設見学会について飯山、南陽文化を候補地とした。順次、各会館に見学会の可否について連絡する。また、JATETジャーナルVol. 11は新国立劇場オペラハウスの特集なので、機会があり次第、中劇場、小劇場の見学会も企画する予定。

JATETジャーナルは何処の部門で行うのか?と鈴木理事より質問があった。

佐藤専務理事より、いつも各社にお願いをして記事としているが、今まで何も問題がなかったとの応答があった。

(2) 国際協力

国際渉外担当の小川幹雄理事より韓国KTLとOISTATについて報告。

イ. 韓国産業技術試験院 (KTL) の報告

KTLからは、以前よりJATETと覚書を結びたいと申し出があったが、双方多忙のため数年間滞っていた。今年度に関係を強化すべく今後の対応について近日中に会長と打ち合わせをさせて頂き、内容をつめて行きたいと考えている。

内容検討後、ご報告をさせて頂きたいのでご了解のほどをお願いする次第。

ロ. OISTAT報告

本年度のOISTAT総会議事録を閲覧資料として回覧した。

本年度の主要な事業としては、来年度、台湾で開催されるWSD2017への取り組み。従来からの「劇場用語トークショー」等のセミナーを開催する予定。

(3) 総務報告

小柳聡副会長より報告

資料-4

今月が事務所の契約改更で、諸手続きを佐藤専務理事が会長の代理で行ない、公証役場にて契約証書を発行して頂いた。近隣の家賃は上昇しているが、今回は値上げを見送って頂けたとの報告。

その他、事務局関連及び請求書等の閲覧資料があるので回覧した。

7月までは問題なく運営されている。

総務の報告は以上。

(4) 財務状況

財務担当の大志万公博副会長より報告

資料なし

財務の状況は、毎月小柳副会長と総勘定元帳、現金出納帳、預金出納帳等の確認をしている。

尾澤会計事務所の担当者もチェックをしており、問題はない。

今月は家賃の更新があり更新料が発生している。

収入は、事業が展開していないので、会費収入のみ。未入金が多少あるが順調に推移している。

財務報告は以上。

(5) 規程改訂作業部会報告及び現在の状況

規程改訂作業部会担当山田芳久理事より報告

議案にある(第1号議案 JATET総則)(第2号議案 協会組織規程)(第3号議案 理事会運営規程)

(第4号議案 事業執行連絡委員会規程)(第5号議案 各部会規程)(第6号議案 JATET規格番号規程)

(第7号議案 事務局規程)(第8号議案 経理規程)(第9号議案 公印取り扱い規程)(第10号議案

修正入会金・会費規程)(第11号議案 修正入会規程)まで作業部会で精査し、本日審議いただく。

現在の状況としては、その他に10以上の規程が残されているので、内閣府の立入検査までには規程案を用意し、本年度中には理事会に上程の予定。順次、理事会で承認し、施行を開始するという手筈になる。桂川選挙管理委員長より、選挙の方法と選挙管理委員会に関わる役員選任規程について改定の意見が届いており、2年後の役員選出までに役員選任規定の改定が必要になる予定。
以上。

(6) 事務局報告

佐藤専務理事より事務局報告

イ. 内閣府情報

※ 内閣府情報を閲覧資料で回覧

6月22日に平成27年度事業報告を提出したところ、8月12日に修正可能書類通知書が届き、地方税の滞納処分に関わる特別区税の納税証明書千代田区分を提出せよという事で千代田区から滞納はしていない旨の証明書の発行を受けた。既に内閣府には届け出済み。

その他、地方創世人材育成支援制度について説明会のお知らせ等が届いている。

内閣府のJATET担当官お二人が6月で交代した。8月12日に表敬訪問を兼ね内閣府を訪問し、本年度中の立ち入り検査が確定している事等の確認をしてきた。日程は未定。

内閣府への要望(1) 事業統一のお願い

現在は、3つの公益事業と1つの収益事業とに分けて事業を展開しているが、全ての事業がリンクしており、統一した事業展開をしている事を説明し、前任者には、たびたび事業統一をしたい旨お願いをしてきたので、新任の担当官にその方法と時期についての指導をお願いしたところ、回答・1) 内閣府田村久夫審査監督調査官と田中明制作企画調査官の回答は、当初、事業統一をする必要はないと判断できる、という事で認定を下した。その理由は、平成22年移行時に協会が提出した書類により公益認定等委員会が認定を下し結論を出しているから。移行以後平成23年以後の事業報告書からも公益事業3区分収益事業1区分で協会の公益事業が成立しているので 事業統一をする必要はないと判断できる。

公益事業比率を上げる為に収益事業を公益事業に統一したいという考えは、他の公益事業を拡大し、公益事業比率を拡大しなければならない公益法人の義務に矛盾する。他の公益事業を拡大する能力がないと判断される。

このような理由で、事業統一は出来ないという判断であった。

佐藤専務理事は彼らの意見に反論し、JATET 誌の発行は既に移行時の状況とは大きく変化し、JATET 技術展や JATET フォーラム、セミナーの会場配付資料に利用したり、JATET ガイドラインの解説記事を掲載し、全国に毎回2000部に近い部数を無料配布している。広告費は執筆料、編集料、印刷費、配送料等の必要経費に充当して収益を目的とはしていない旨説明をした。

担当官の意見により、全てを無料にすれば公益事業に組み入れる可能性はあるとの答えを頂いた。また、3つの公益事業はそれぞれ拡大できないかという質問があり、昨年度の技術展を例に JATET の全ての事業が、3つの公益事業における劇場演出空間施設及びこれに関連する設備・機器の安全確保と技術の向上に関する調査研究、標準の検討・作成及び普及、劇場演出空間施設及びこれに関連する設備・機器の安全確保と技術の向上に関する情報の収集及び提供、劇場演出空間施設及びこれに関連する設備・機器の安全確保と技術の向上に関する人材育成を内包し、同

時に事業を展開しており、その結果の発表を紙面媒体の JATET が担い、全てリンクして展開しており、別々の公益事業目的ではないという説明をした。

回答-2) 事業統一が必要な経緯と、事業統一するとどのような成果が予想できるかの文書化が必要。話を聞いている限りでは、事業統一が必要だと言う事は理解できるが、審査は公益認定等委員会が行うため、公益認定等委員会に提出可能な文書の提出をするように勧められた。

内容は、公益法人移行後に事業の内容がどのように変化し、どのような成果を出しており、その公益事業の拡大を図るにおいて、事業統一が必要で、事業統一するとどのような成果が予想できるかを文書化するようにとの事。また、公益認定等委員会は常に開催されている訳ではないので、認定されるまでには時間がかかる事も覚悟していて欲しい旨説明があった。

早々に事業統一準備作業部会を設立し文書作成を開始したいと考える。本期の理事の任期中に作業を終え認可につなげたいと考えている。後ほど審議をお願いする。

また、公益法人の運営についていくつか助言を頂いたので後ほど報告。

ロ. 経済産業省情報

閲覧-経済産業省

閲覧-経済産業省より送られてきた資料。地球温暖化対策、独占禁止法上の課金制度の見直し等資料が届いている。閲覧資料のコピーが必要な方は申し出てほしい。

ハ. 他の官庁報告

閲覧-官庁情報

千代田区役所統計課より経済センサス活動調査が届いた。返答済み。

総務省統計局より科学技術研究調査が届いた。返事済み。その他年金機構よりのお知らせ等あり。

二. JATET ニュース発行について

資料なし

2016年 6月 2日(木) 第165号

2016年 6月 7日(火) 第166号

2016年 7月 4日(月) 第167号

2016年 8月 5日(金) 第168号を発行。

ホ. 熊本地震について

4月の理事会で報告をしたように全国公立文化施設協会との共同で被害調査隊を出す準備をしてきたが、8月8日に戸田建築部会長と全国公立文化施設協会松本事務局長を訪問し、全国公立文化施設協会と共同で劇場ホールの熊本地震の被害状況の調査をする事が決定した。資料5はその予定表。既に24日には熊本に調査隊は入っている。全公文から本杉省三氏と松本事務局長、JATETからは勝又建築部会副部会長が参加している。経費は折半の予定。平成28年度の予算編成後の出来事だったので、年間予算には組み込まれていないが、JATET フォーラムで各部会に把握している状況の報告をお願いしている。

報告があった部会の内容は被害状況に追加し、全公文と共有の報告とする予定。

ヘ. 会員情報

閲覧-会員情報

死亡届が正会員 C 山崎泰孝氏、山崎雅郎氏、退会届が正会員 C 八幡泰彦氏、眞野純氏、賛助会員

B 倉田敏文氏から提出された。会員登録住所変更届が正会員 C 岡田一雄氏、内田匡哉氏、会員登録内容変更届が、賛助会員 A 愛舞協、TOA 株式会社、NHK アートから届いている。賛助 B 趙教行 GYOIIAENG CHO 氏が退職に伴い退会。会員登録名称変更届が賛助 B の西豊彦氏、会員情報として愛舞協、東芝ライテック、三精テクノロジーズ、東京舞台照明、東舞トータルサービス、その他、座・高円寺、世田谷パブリックシアターから届いている。

ト. 諸団体情報

閲覧・諸団体情報

世界劇場会議名古屋 フォーラム 2016 事業報告書が届いている。独立行政法人日本芸術文化振興会(国立劇場)より JATET 誌寄贈の礼状が届いている。その他、公文協、埼玉舞台技術協会、照明家協会、舞台音響家協会、建築学会、OISTAT、大道具事業協議会、日生劇場等から届いている。

チ. 基準協情報

閲覧・基準協情報

基準協よりガイドラインの案が届いている。

リ. Technical Standards for Places of Entertainment について

イギリス ABTT が昨年改定した Technical Standards for Places of Entertainment を 2 冊購買。外部業者に pdf 化を依頼している。出来次第皆様に連絡。翻訳に興味のある方は、作業をお願いしたい。広報部会副部会長の西氏とオブザーバーの中川氏が作業をして下さるとい事なので、pdf 化できれば早々にお渡しする予定。

ヌ. 定款改正施行手続きについて内閣府の見解

内閣府の担当官に総会の様子を問われたので、反対者が出た事を報告したところ、その内容を聞かれ、本年の総会で鈴木伸一氏が動議を提出した新定款の改正発行の手順について説明をした。手続きについて内閣府の見解

内閣府の見解は JATET の処理に全く問題はないという返事を頂いた。理由は、平成 27 年度通常総会における第 3 号議案定款改訂の件は、細かい文言などは再度見直し、修正必要箇所は修正し、最終的な定款修正案として、内閣府に提出する予定である。という条件の下に、反対 1 名、賛成 57 名(議長を除く)の賛成を得、総社員数 61 名のうち、3 分の 2 以上を確保し原案通り定款改定案は承認されている。2015 年 8 月 26 日に内閣府を訪問し、総会で執行理事会及び運営委員会において一部の会員で組織の決定をしているのではと、会員から問題提起があった旨説明したところ、執行理事会は法律の必要要件ではないので執行理事会及び運営委員会の条項を定款改訂案から削除し、委員会の規定の範囲で連絡委員会を設置すれば特異条項を定款に記載しなくても済むという指導を受け、その経緯を理事会で説明しており問題はない。法律的文言の修正作業を半年間掛けて行い、2 月の理事会で年度内発行の了解を取り、内閣府の指導で 4 月 1 日改正施行している。その後直近の平成 28 年度総会で経緯の説明を冒頭でしているので、手続き上は問題ないと説明があった。

説明要旨

定款から執行理事会運営委員会が抜け一条繰り上がったことと、その他の文言の修正も内閣府の

指導の結果であり、その他の内容は総会で承認を得た内容であるので問題はない。内閣府の指導の内容を理事会で説明することは必要だが、指導の内容を理事会で審議する必要はない。強いて言えば、紙面臨時総会を開催し変更理由を会員に説明をしても良かったが法律の必要要件ではない、との返事を頂いた。総会議事録と資料-定款改正施行手続きについてをご参照頂きたい。JATET 事務局は 3 月 19 日付けで正会員に役員立候補届けを送付した際、新定款と新定款に則った新役員選任規程を同封している。選挙管理委員長は、同封の定款(平成 28 年 4 月 1 日改正平成 27 年度総会にて承認済)、役員選任規程(平成 28 年度総会にて承認予定)をお読み頂き、ご了解の上、立候補して頂きたいようお願い申し上げます、とお断りをしている。

現在の理事は立候補した時点で新定款と新定款に則った新役員選任規程を遵守しなければ立候補できない事になる。鈴木理事の動議は自身の立候補自体も否定していることになると考えられる。

4 月 26 日の理事会で総会議案を決定しているが、疑問があれば理事会に対して問題提起をする時間は十分あった。ということで、6 月 20 日に会長名で送られた総会議事録送付状にも記載されているが、内閣府の見解として報告した。

ル. 一般法第 84 条(競業及び利益相反取引の制限) 定款第 32 条(取引の制限)について

4 月に開催された第 29 回理事会において審議された京都会館(ロームシアター)見学会における JATET の後援名義無断使用について第 29 回理事会の議事録をご覧頂きたい。「これより第 4 号議案 京都ロームシアター見学会後援名義無断使用について決議を行ない、建築学会近畿支部より書面にて詫言状を提出してもらうこと、長谷川理事が責任をもって、建築学会近畿支部へ対処することとし、全員一致によって本件は可決した。」とある。

(資料-ル)一般法第 84 条について表紙裏をご覧頂きたい。連休明けに、日本建築学会近畿支部から届いた JATET 会長宛の手紙です。長谷川理事に理事会がお願いした詫言状にはなっておりませんし、名義の無断使用についても記載がありません。近畿支部に連絡したところ、手紙は長谷川氏の作成したものに押印をして森会長宛に送るよう長谷川氏から頼まれたとのこと、見学会の主催は近畿支部になっているが、建築学会の見学会はその見学会を企画した設計事務所が責任を負うシステムで、チラシや HP の申込内容については長谷川氏から送られて来たものをそのまま使用しており、JATET の後援許可も取れているという返事でしたので、詳細は、連絡先の香山事務所に問い合わせさせて頂いたところ、以下の通り返答でした。

長谷川氏に確認すると、関西支部からの返事は自分で下書きをし、森会長の許可を得て近畿支部にお願いしたとの返事でしたが、一連の経緯は自作自演という事が判明した。資料議事録の中の教育研修部会の議事録では、田中教育研修部会長は、この京都問題の責任をとり辞任している。その後、不審な点が多いので調査をした結果、いくつかの問題が発覚した。

大きな問題として、長谷川理事が自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引をする事に対する理事の責任の放棄と、法律、定款が定める事項に違反した疑いがある。

資料-理事の義務と取引の制限に関する法規と定款の内容をご覧頂きたい。

1) 長谷川理事が起こした自己のために一般社団法人の事業の部類に属する取引

長谷川理事は、京都会館の設計に、有限会社香山壽夫建築研究所の主任として直接関与しており、今回の京都会館見学会は、定款の定める「自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属す

る取引」にあたると思われる。その場合は、法律、定款が定める事前に直接理事会で説明の義務があるが、それをしていない。4月に開催された第29回理事会の議事録にあるように教育研修部会に依頼したと弁明をしているが、法的には、理事会での説明が優先される。入院中で外部との接触が出来なかったと弁明していますが、入院中に外部とMAILでの接触は確認されており、理事の責任の放棄と法律、定款が定める事項に違反した疑いがある。

2) 理事会で虚偽の説明をした件

第29回理事会の議事録にあるように、2月より入院中で外部との接触はなかったので、執行理事会運営委員会の決定は知らなかったという説明だったが、手術当日のMAILや入院中にJATET事務局への執行理事会運営委員会の出欠届けが届いている。広報部会には入院中で出席できない旨のMAILが届いており、第29回理事会での答弁が虚偽であった事が実証されている。資料・ル 一般法第84条についての続きをご覧ください。

5P以降は長谷川理事が入院中と思われる期間に送ったMAILである。2月22日に木造劇場研究会に送ったMAILでは京都会館見学会の後援について記載があり、JATETにも後援をお願いしていると記載されているが、2月理事会には何も報告はない。同日JATET宛のMAILには、手術のため理事会欠席との知らせはあるが、見学会については記載がない。

3月15日に田中教育研修部会長から部会員にMAILで見学会案が送られているが、この案は、理事会の日程に照らせば無理だという事を当日開催の第22回執行理事会運営委員会で報告。

3月23日のJATET宛へのMAILは、執行理事会への欠席届である。3月28日に事務局より第22回執行理事会運営委員会議事録と当日配付資料が送付されている。

3月29日に長谷川理事から広報部会に送られたMAILには入院中で欠席という返事をしている。

4月4日の消印で理事立候補届けが事務局に届き、4月6日には自宅住所が記載住所と違う旨連絡をしたところ変更届を送って欲しい旨のMAILが届いている。その後、4月17日にチラシが配布され、建築学会のHPにはJATETが後援として記載された。4月17日のうちに、田中教育研修部会長に確認をとったところ、教育研修部会は建築学会と一切コンタクトは取っていない事が判明している。

これらの事実を積み上げると、4月の理事会で長谷川理事が釈明をした内容が虚偽の申告で、一連の騒動は長谷川理事の単独行動だという事が判明したので報告する。

資料にあるように、公益法人の理事とりわけ執行理事には大きな責任と制限がある。

競合取引や利益相反取引を行った理事の責任については以下のように規定されている。

① 社員総会又は理事会の承認を得ずに競合取引を行った理事は一般社団法人に対して損害賠償責任を負い、その取引によって理事又は第三者が得た利益の額は法人の損害の額と推定される。

(法人法111条1項、2項)。

② 社員総会又は理事会の承認の有無に関わらず、利益相反取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、取引を行った理事だけでなく、一般社団法人がその取引をすることを決定した理事やその取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事も任務を怠ったものと推定され、損害賠償責任を負う(法人法111条3項)。

③ 上記①及び②の責任は総社員の同意がなければ免除することができない。(法人法112条)

上記③の規定にかかわらず、①及び②の責任は、理事に善意でかつ重大な過失がない場合には、社員総会の決議によって一部を免除することができる(法人法113条1項)。しかし自己のため

に利益相反取引を行った理事は、 任務を怠ったことがその理事の責めに帰することができない場合であっても、 その責任を免れることができず、 また責任の一部免除も受けることができない（法人法 116 条）。

ヲ. 一般法第 35 条 （社員総会の権限）について

次に、一般法第 35 条（社員総会の権限）について違反があるので報告。

1) 総会で議案以外の動議を提出した件

一般法では、「理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。」

「個々の社員総会においては、第 17 条第 3 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。」

「理事会設置一般社団法人においては、前条第二項の規定により社員が社員総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。」とある。総会の議案は法律の定める事項、定款の定める事項を基に理事会で決議決定した事項以外審議が出来ないことになっているが、鈴木理事は、平成 28 年度通常総会において議事録にあるように、議長が総会議案のあり方の法律的説明を行なったにも関わらず、議事録 6&7 ページにあるように、議案にない定款修正案の採決という動議を行なっている。この行為は、一般法第 35 条に違反している。JATET 事務局は 3 月 19 日付けで正会員に役員立候補届けを送付した際、新定款と新定款に則った新役員選任規程を同封している。現在の理事は立候補した時点で新定款と新定款に則った新役員選任規程を遵守しなければ立候補できない事になる。鈴木理事の動議は自身の立候補自体も否定していることになると考えられる。

※この後、鈴木理事の反論と佐藤専務理事との間で論争となった。

ワ. 監事より理事会に対する注意事項

資料一監事より理事会に対する注意事項

前項「ヲ」の論争を受けて間瀬勝一監事より、京都ロームシアター見学会の一件については、内容としては JATET の情宣のチャンスでもあったが、後援名義についての手続を経なければならないことは重要であり、再度、監事 2 名で関係者に聴取をしてまとめるべく旨の発言があった。

2. 審議事項

議案

第 1 号議案	JATET 総則	山田芳久理事	オブザーバー中川堅司氏
第 2 号議案	協会組織規程	山田芳久理事	オブザーバー中川堅司氏
第 3 号議案	理事会運営規程	山田芳久理事	オブザーバー中川堅司氏
第 4 号議案	事業執行連絡委員会規程	山田芳久理事	オブザーバー中川堅司氏
第 5 号議案	各部会規程	山田芳久理事	オブザーバー中川堅司氏
第 6 号議案	JATET 規格番号規程	山田芳久理事	オブザーバー中川堅司氏
第 7 号議案	事務局規程	佐藤専務理事	
第 8 号議案	経理規程	大志万公博副会長	
第 9 号議案	公印取り扱い規程	佐藤専務理事	

- 第10号議案 修正入会金・会費規程 山田芳久理事 オブザーバー中川堅司氏
- 第11号議案 修正入会規程 山田芳久理事 オブザーバー中川堅司氏
- 第12号議案 JATET フォーラム 2016/17 開催について 佐藤専務理事 (資料-1)
- 1) JATET フォーラム会場及び時期について
- (1)会場 東京 座・高円寺2
- 日時 1月30日(月) & 31日(火)
- (2)懇親会は開催するか
- 2) 大阪会場 未定
- 3) JATET フォーラム実行委員会について
- 第13号議案 JATET 誌 79号 80号について 佐藤専務理事 (資料-2&資料-3)
- 1) セミナー配付資料を兼ねるか
- 2) カラー化するか
- 3) JATET 技術展の総括及びその後の研究成果と各部会の報告
- 4) 12月20日締め切り予定
- 5) 広告料は白黒の倍の20万円とするか
- 第14号議案 JATET-L-**** 演出空間用 LED 照明器具の銘板類の表示規格について
佐藤専務理事 資料-6
- 第15号議案 中川 堅司氏正会員 C 入会申込の件 佐藤専務理事 資料-7-1
- 第16号議案 株式会社三和製作所賛助会員入会申込の件 佐藤専務理事 資料-7-2
- 第17号議案 川本直義氏賛助会員 B 入会申込の件 佐藤専務理事 資料-7-3
- 第18号議案 各部会委員部会入会申込承認の件 佐藤専務理事
資料-8-閲覧部会申込書
- 第19号議案 InterBEE2016 協力名義の使用許可の件 資料-9
- 第20号議案 ライティングフェア 2017 協賛名義使用申請について 資料-10
- 第21号議案 文化省創設キャンペーン 2016 協力願い 資料-11 & (閲覧-基準協)
- 第22号議案号 広報担当執行理事選任 佐藤専務理事 資料なし
- 第23号議案 コンプライアンス担当執行理事選任 佐藤専務理事 資料なし
- 第24号議案 事業統一準備作業部会設立の件 資料なし
- 第25号議案 JATET ジャーナルのバナー広告について (資料-2&資料-3)
- 第26号議案 間瀬監事の提案 資料なし
- 1) 総会の各事業報告、事業計画は、理事会と同様に担当理事が行なう案
- 2) 同様に部会も新定款から JATET の正式機関になったので、部会報告等は、部会長にさせていただく案
- 第27号議案 インターネットセキュリティー契約の件 資料-12

第1号議案 JATET 総則について、山田芳久理事より説明。JATET 総則は、定款の事業を規程として取り上げた物であり、定款に沿った内容となっている。

審議の結果、第1号議案 JATET 総則について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第2号議案 協会組織規程について、山田芳久理事より説明。内容は、総会資料の中に記載された「定款改定後の新組織の組織図」と同様の内容で、定款に規定した各機関を取り上げたものである。

審議の結果、第2号議案 協会組織規程について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第3号議案 理事会運営規程について、山田芳久理事より説明。当協会では、以前には理事会の運営について規程が無かったため作成したものである。今後は運営しながら、不具合は都度修正案を出して理事会にて審議の上で承認をお願いすることになる。

審議の中で、(権限)第18条の2項(6)責任の免除(及び責任限定契約の締結)について、責任限定契約を(7)として独立させるかを作業部会で検討することとなった。(損害賠償)第22条3項の「推定」という表現が妥当か、(2)本会が当該取引をすることを決定した理事、(3)当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事についての議論があり、根拠を調べて確認することになった。作業部会として、公益法人協会との打合せを行い、指導を受ける予定とする。

審議の結果、第3号議案 理事会運営規程について決議が行われ、一部文言の修正を行う前提で、全員一致によって本件は可決した。

第4号議案 事業執行連絡委員会規程について、山田芳久理事より説明。定款に規定された機関として、委員会は委員会毎に運営規程を定める必要があるため、本規程を策定した。

審議の中で、(設置)第2条、(職務)第3条は総会資料で示した組織図の文言と合せること、内閣府の指示として必要なことを盛り込むことの提案がされた。

審議の結果、第4号議案 事業執行連絡委員会規程について決議が行われ、一部文言の修正を行う前提で、全員一致によって本件は可決した。

第5号議案 各部会規程について、山田芳久理事より説明。新定款では部会も正式な機関と規定したため、部会毎に規程が必要となる。教育研修部会、建築部会、機構部会、照明部会、音響部会、映像部会、広報部会の7規程について審議をお願いしたい。部会毎に異なるのは(目的)第1条～(開催)第3条までで、(構成)第4条以降は全く同じ文面で統一している。部会規程も、運営しながら不具合は都度修正案を出して理事会での審議承認をお願いすることになる。

審議の結果、第5号議案 各部会規程について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第6号議案 JATET規格番号規程について、山田芳久理事より説明。音響部会、照明部会、機構部会と新しい規格(ガイドライン)の策定発行が続くが、従来のJATET規格番号規定では西暦2000年以降についての番号制定を予想していなかったため、規格番号の付け方について修正を図った。この修正規程により、今後100年間は問題なく規格番号を付番できることになる。

審議の結果、第6号議案 JATET規格番号規程について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第7号議案 事務局規程について、佐藤専務理事より説明。事務局規程については旧規程があったが、定款改定に則り新しい事務局規程として作成したものである。

審議の結果、第7号議案 事務局規程について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第8号議案 経理規程について、大志万公博副会長より説明。事務局規程と同様、経理規程も旧規程があったが、定款改定に則り新しい経理規程として見直し作成した。併せて、公益社団法人会計基準に、より準拠した形にし、内容的には「財務」の章を新設、「決算」の条文を増やし、金銭出納や会計手続きについても、現状に即した形に見直すなどの対応をした。尾澤監事、尾澤会計事務所の中村氏にも相談し修正いただいている。

審議の結果、第8号議案 経理規程について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第9号議案 公印取り扱い規程について、佐藤専務理事より説明。新定款に則り、新規に公印取り扱い規程を策定したものである。審議の中で、押印の責任者について明記がないため、(使用)第4条の後に(押印権限者)第5条として追記することになった。以降の条項番号を第6条からに修正する。

審議の結果、第9号議案 公印取り扱い規程について決議が行われ、押印権限者の条項を追加して、以降の条項番号を修正することを前提として、全員一致によって本件は可決した。

第10号議案 修正入会金・会費規程について、山田芳久理事より説明。入会金・会費規程については、4月の理事会で説明し承認を得たが、一部、新定款に併せて修正した。修正内容としては、(入会金及び会費の免除)第6条を削除した

審議の結果、第10号議案 修正入会金・会費規程について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第11号議案 修正入会規程について、山田芳久理事より説明。入会規程についても、4月の理事会で説明し承認されたが、一部、新定款に併せて加筆修正した。修正内容としては、(入会審査)第6条の一部削除、(入会金及び会費)第7条の一部追記と(退会)第12条に退会条件を追記した。

審議の結果、第11号議案 修正入会規程について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

この後、鈴木理事より、予め通知されていない議案については審議できないとの提議があり討議した結果、第15号議案から第18号議案以外の議案については、臨時理事会を開催して審議することとなった。

第15号議案 中川堅司氏正会員 C 入会申込の件について、佐藤専務理事より説明。

審議の結果、第15号議案 中川堅司氏正会員 C 入会申込の件について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第16号議案 株式会社三和製作所賛助会員 A 入会申込の件について、佐藤専務理事より説明。三和製作所の会社経歴書、納品実績の資料を確認した。

審議の結果、第16号議案 株式会社三和製作所賛助会員 A 入会申込の件について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第17号議案 川本直義氏賛助会員 B 入会申込の件について、佐藤専務理事より説明。川本氏は、世界劇場会議の事務局をおやりになっている。

審議の結果、第 17 号議案 川本直義氏賛助会員 B 入会申込の件について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第 18 号議案 各部会委員部会入会申込承認の件について、資料・8 により佐藤専務理事より説明。
資料・8 は、各部会がまとめた今期の部会委員リストである。個人会員で複数部会への参加希望者は 4 名。各部会長には、前期の部会員の出席簿を提出するようお願いしている。部会も、定款の中で正式機関となったので、部会への出席は必須条件となる。部会参加申込書では法規、定款、規程の遵守と出席を誓約してもらっている。
審議の結果、第 18 号議案 各部会委員部会入会申込承認の件について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

以上、第 15 号議案から第 18 号議案については、いずれも原案通り決議、承認された。

本日の理事会の結果として、第 12 号議案～第 14 号議案、第 19 号議案～第 27 号議案までの 12 議案は、第 32 回臨時理事会にて審議することとなった。

(第 32 回臨時理事会は 9 月 14 日 (水) 午後 1 時より JATET 会議室において開催予定)

平成28年8月26日(金)

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録作成署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

第31回理事会

議長 (代表理事)

森 健輔



尾澤 監事 (欠席)

印

間瀬 監事

間瀬 勝一



印

阿部 茂樹 署名人

阿部 茂樹



小川 幹雄 署名人

小川 幹雄



第 3 2 回 臨時理事会

議 事 録

平成 2 8 年 9 月 1 4 日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

1. 開催日時及び場所

日 時：平成28年9月14日（水）13:00～16:20

場 所：JATET会議室

東京都千代田区神田鍛冶町3-8-6

2. 出席理事数及び出席者氏名

出席理事数：13名（理事総数 15名）

欠席理事数：2名

出席理事名：森 健輔、西奈美 博、小柳 聡、大志万 公博、佐藤 壽晃、小川 幹雄

山田 芳久、崎山 征雄、河瀬 靖憲、西村 岩夫、伊東（市来）邦比古

鈴木 伸一、長谷川 祥久

欠席理事名：阿部 茂樹、伊東 正示

出席監事数：1名（監事総数 2名）

欠席監事数：1名

出席監事名：尾澤 輝行

欠席監事名：間瀬 勝一

欠席顧問名：高田 一郎

オブザーバー：中川 堅司、中村 剛

3. 議事次第

1. 議長選出

2. 議事録署名人選出

4. 議事

3. 報告事項

4. 審議事項

第1号議案 JATET フォーラム 2016/17 開催について

資料-1

1) JATET フォーラム会場及び時期について

(1) 会場 東京 座・高円寺2

日時 平成29年1月30日（月）& 31日（火）

(2) 懇親会は開催するか

2) 大阪会場 未定

3) JATET フォーラム実行委員会について

第2号議案 JATET 誌79号80号について

資料-2

1) セミナー配布資料を兼ねるか

2) カラー化するか

3) JATET 技術展の総括及びその後の研究成果と各部会の報告

4) 平成28年12月20日締め切り予定

5) 広告料は白黒の倍の20万円とするか

第3号議案	JATET-L-****演出空間用LED照明器具の銘板類の表示規格について	資料-3
第4号議案	InterBEE2016 協力名義の使用許可の件	資料-4
第5号議案	ライティング・フェア2017 協賛名義使用申請について	資料-5
第6号議案	文化省創設キャンペーン2016 協力願い	資料-6
第7号議案	広報担当執行理事選任	資料なし
第8号議案	コンプライアンス担当執行理事選任	資料なし
第9号議案	事業統一準備作業部会設立の件	資料なし
第10号議案	JATET ジャーナルのパナー広告について	資料-7
第11号議案	間瀬監事の提案	資料なし

1) 総会の各事業報告、事業計画は、理事会と同様に担当理事が行う案

2) 同様に部会も新定款から JATET の正式機関になったので、部会報告等は、部会長にしていた
たく案

第12号議案	インターネットセキュリティ契約の件	資料-8
第13号議案	正会員 A NHKアート 小早瀬 裕幸氏 照明部会入部の件	資料-9
第14号議案	正会員 C 木村 博行氏 (株)Light Stage 建築部会入部の件	資料-10
第15号議案	賛助会員 B 川本 直義氏 (株)伊藤建築設計事務所 建築部会入部の件	資料-11
第16号議案	公益社団法人全国公立文化施設協会共催 熊本地震劇場ホール被害状況報告会について	資料なし
1) 会場	東京 オリンピックセンター小ホール (予定)	
2) 日時	平成29年2月10日 (金) 午後 (予定)	
第17号議案	公益法人協会からの講師依頼の件	資料-12
第18号議案	臨時事務局長承認の件	
その他	9月5日開催の事業執行連絡委員会にて執行理事より議案が提出された場合追加 議案がでる可能性有り	

5. 会長挨拶

6. 閉会

5. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

定款第43条の規定により、専務理事が定数を確認、理事会の成立を確認し開会を宣言。

2) 議長選出

定款第42条の規定により、森会長を議長に選出。

3) 議事録署名人選出

議長が定款第46条の規定により、西村岩夫理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

4) 報告事項

業務報告に先立ち鈴木理事より議事進行にあたっての動議が書面 (別紙「第32回臨時理事会の議

事進行にあたって)で提出され内容を確認した。

【動議の概要】

- ・ 今回の臨時理事会開催案内には、定款で求められている開催の目的が記載されていないので、臨時理事会に至る経緯と目的の説明を求めます。

(動議項目－1)

- ・ 臨時理事会の招集時に案内のあった議案のみを審議事項とすべき。

(動議項目－2)

- ・ 第7号議案の広報担当理事選任と第8号議案のコンプライアンス担当執行理事選任は、既に2名の業務担当理事が任命されており計4名の業務担当理事となるので、定款第26条3項で定める「専門の業務担当理事を3人とする」に抵触するのではないか。

(動議項目－2)

- ・ 事業執行連絡委員会は理事会の諮問機関であるので、同委員会で協議する内容の見直しを求めます。理事会で審議されるべき内容が、同委員会で審議されているのではないか。

(動議項目－3)

- ・ 先の理事会での議論から、理事会当日に審議事項が追加され、議決されることが常態化していたことが推測されます。欠席していた理事に不利な審議が予告なくされていたり、重要な審議が理事に知らされないまま議決されたりすることを防ぐため、昨年度の理事会時に示された審議事項と理事会での審議内容との比較、検証することを求めます。

(動議項目－4)

- ・ 報告事項であっても審議を必要とする内容が無いとは限らないため、理事会招集通知には報告事項の主要項目も議題として明示することを求めます。

(動議項目－5)

鈴木理事から提出された「第32回臨時理事会の議事進行にあたって」の内容について審議し、回答すべきか意見を求めます。

定款及び理事会運営に関する重要事項なので、定款の内容及び鈴木理事から提出された動議について一度持ち帰り次回の定例理事会で協議してはどうか。

第7号、8号議案の業務担当理事の選任については、現状2名の業務担当理事が専任されていて、あと1名の枠があるのと、会長、副会長がこれを兼務する場合は、第7号、8号議案の業務担当理事の選任が可能と思われる。

鈴木理事から動議された内容は、JATETの運営に関して非常に重要な内容ですので、本日欠席されている理事の方にも内容をしっかりお知らせして、次回定例理事会で審議するという事で採決します。

賛成8名、反対2名(鈴木理事、市来理事)これにより鈴木理事から動議があった内容の議題は次回定例理事会で審議することとなった。

反対者意見

市来理事意見：次回定例理事会の審議とするのは、全てではなく動議事項－1、2、5に関しては、今回の臨時理事会で協議すべきだと考える。例えば、動議事項－1の開催の目的に関しては、議事録に記載して頂ければそれで良い。また、動議事項－5の報告事項を明記することは必要ではないか。

報告事項（1）

事業報告

西奈美副会長

JATET フォーラムについて

第31回定例理事会で審議が出来なかったため進展なし。

予算案は2案検討しており、会場スタッフを外注化するのか会員で賄うのか、セミナー講師を全て外部に頼むのか会員が半分程度請負うのか、当日配布資料をどの程度配るのか、入場料をいくりに設定するのか等を計画している。

今回の臨時理事会の審議を受けて、わたくし西奈美が実行委員長として、実行委員会を取り纏め進めて行く予定。

JATET 誌79&80合併号について

カラー化する方向で進めており、前号の2,000部からJATETフォーラム当日配布資料及びカラー化に伴う広告主への配布も含め3,000部へ増刷した場合のシミュレーションで、必要経費は609万円程掛かる見込み。この予算を実行するには、30社の広告収入で1社あたりの広告費が従来の倍になることを今回の臨時理事会で審議し了承を得、その結果を踏まえて今後の作業を進めて行く。編集に関しては、前号と同じく各部会が記事を実行委員会に持ち寄り外部編集者がオブザーバーとして実行委員会に参加し、検討結果を事業執行連絡委員会にて執行理事が確認する段取りとなる予定。

JATET ジャーナルについて

教育研修部会主導で新国立劇場オペラハウス特集の執筆依頼状況が説明され、現状のところ建築の柳澤氏の所から原稿と写真が入稿されていない状況。それ以外は入稿済み。本日、竹本氏が進行状況を確認する予定。

熊本地震被害調査報告について

8月24日～26日に公文協の松本辰明氏と共に文化庁からの派遣指導員として本杉省三氏とJATETからは勝又建築副部長が参加、他に仙台高専の坂口大洋氏の4名で行われ、被害の状況が報告された。また、各部会でそれぞれの専門メーカーで被災施設から依頼があった修理状況や事故報告は、調査中に調査隊にメールを送信した。それぞれの専門領域については今後各部会で纏め報告する予定。

英国のABTT出版のTechnical Standard Place of Entertainmentについて

「ABTT 出版 Technical Standard Place of Entertainment 2015」を2冊購入し英文 PDF 化まで完了。ページ数が多い冊子であるのと著作権の関係もあるので、PDF 閲覧希望の方には登録制として貸し出しを行います。翻訳の仕方については、建築部会の西氏、オブザーバーの中川氏で検討して頂く予定。

教育研修部会

見学会として南陽市、飯山市を予定しており、南陽市にはこれから打診、飯山市は内諾を頂けている状況。森会長より施設見学は竣工後、見学に適する時期があるので、年に2件に限らず、3～4ヶ所でも機会があれば企画して欲しいと要請があった。

建築部会

進捗なし。

機構部会

吊物機構安全指針（3版）については、次回11月の定例理事会で審議して頂く予定。左記承認後12月に発行予定。

照明部会

部会を8月22日に行う予定であったが、台風の影響で開催出来なかったのが9月12日に延期した。資料の JATET-L-16200「演出空間用 LED 照明器具の銘板類の表示規格」案が8月定例理事会で審議されていない為、今回の臨時理事会で審議予定となっている。

音響部会

調査研究活動についてはテーマ毎に担当を決め進めて行く。電源調査に関しては西村副部長、劣化診断に関しては結城副部長、安全手帳に関しては中川部会員が中心となり進める。

映像部会

劇場における映像設備の使用事例の調査サンプルとして8月31日にNHKホールの見学会を行った。

広報部会

リーフレット作成案を第5回事業執行連絡委員会で検討予定。

報告事項（2）

国際協力報告

小川理事

OISTAT の年次総会の議事録を廻しますので閲覧して下さい。今日の臨時理事会に先行して3時から OISTAT の理事会が予定されていますので早退させていただきますが、KTL については森会長と覚書等の事について協議していきます。また、本日の理事会において確認事項があれば次の事業執行連

絡委員会で報告させていただきます。

報告事項（3）

総務報告

小柳副会長

10月より東京都の最低賃金が907円から932円に上がりましたので、JATET誌編集のアルバイト賃金も上げる予定。

公文協と共同で行った熊本地震被害調査でJATET代表として勝俣建築副部長が調査に出向いたその交通費として47,580円を支払った。

閲覧－事務局関連

報告事項（4）

財務状況

大志万副会長

財務状況については毎月末分を翌月初に各種帳簿を確認しており特に問題なし。

会費収入については8月末締め時点で、会費未納入が10件で約70万円となっている。会費納入状況一覧表を元に未納入者に会費納入の督促を行う。

閲覧－会費納入状況一覧

報告事項（5）

規定改訂作業部会報告

山田業務担当理事

9月8日に公益法人協会へ訪問し、規定改訂作業部会で問題となっていた「理事の責任」と「理事会議案の事前通知」について確認した。理事会議案の事前通知に関する公益法人協会の見解として、総会については事前に理事会で決めた議案しか審議出来ない。しかし、理事会については法人の活発な活動を支える機関として柔軟な対応が必要であり、審議事項の緊急提案もどんどん出せることが必要だと考えるとの見解が示された。JATETでは定款で一週間前に書面又は電磁的記録によって通知した議案しか審議できない事となっている。しかし、現状は1ヶ月前の出欠確認時点で議案を通知する運用となっているので活発な理事会運営に支障があると思われる。公益法人協会の意見として、一度理事会でこの事を審議して賛同が得られるようであれば、見直しされることを提案したいとの意見であった。

一般の方が総会で議案を出す場合は、正会員の1/5以上の賛同を得て6週間前までに意見書を理事会宛てに提出して認められる事となっている。

理事の責任について理事会運営規程の第5章22条理事の損害賠償に関する文面について解釈を公益法人協会に確認した。一つ目が3項に「第20条第1項第2号又は3号の取引によって本会に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する」という文言は一般法から引用したのですが、その「推定する」という文言は必要ないのではとの意見があったので質問した所、これは法律の文言なので削除できないとの回答であった。任務を怠っていても損害が生じる場合がある。また、怠ったとしてもその証拠を示すことが非常に難しい場合もある。したがって損害が生じた場合には、関係した理事が任務を怠ったと見なすという意味で推定という文言となっている。

第22条第2号において「本会が当該取引をすることを決定した理事」と同第3号において「当該取引に関する理事会の承認の決定に賛成した理事」という2つの文言の内容について違いは何かを

質問した。第2号の決定した理事とは、一般法で取引を決定する権限を与えられている理事のことで代表理事や専務理事のことである。第3号の理事会の承認の決定に賛成した理事とは、理事会の取引に関する議案で賛成した過半数の全員の理事のことである。文言の解釈は今述べたとおりなので、一般法の文言のとおりとする。また、規定の中に一般法の何条に記載されているか明記する。

資料ーなし

事務局報告

佐藤専務理事

事務局報告の前に個人的な内容を報告します。8月23日に医者と面談した際、悪性リンパ節が出ているので3ヶ月以内に除去することと診断が下されました。治療のため1ヶ月から2ヶ月入院治療が必要なので、専務理事不在となる期間を臨時事務局長として正会員Cの中川氏にお願いする件を本日の議題に入れさせて頂きましたので後ほど審議頂くようお願いします。

内閣府情報

メールマガジンの5号、6号が発行されているので回覧します。

経済産業省情報

賃上げに関わる支援策が発行されているので回覧します。

会員情報その他

賛助会員Bの元松氏から退会の申し出があった。

会費の納入状況は先ほど回覧した内容のとおり。

部会長の挨拶は、建築部会のみ原稿が届いてない状況で、それ以外はホームページ上に掲載済み。

また、新部会員の名簿を本日の会議終了後ホームページにアップする予定。

諸団体の情報を閲覧で廻します。

技術展の資料コピーを閲覧で廻します。これがベースになって JATET フォームの内容が検討され JATET 誌の次の号が検討されます。

5) 議案の審議

第1号議案 JATET フォーラム 2016/17 開催について

資料ー1

第1号議案 JATET フォーラム 2016/17 開催について説明。(佐藤専務理事)

事後報告になりますが JATET フォーラムを劇場で開催したいとのことで技術系部会の要望を聞いた所、時期は1月が良いとのことで、空いている劇場を探し、座・高円寺2が空いており協力して頂けるとのことでしたので2017年1月30、31日両日の予約をした。チケット代は資料代込みで会員：2千円、会員以外：3千円として2日間とおしの案を提出した。チケット代含めて細かい内容を実行委員会で決めて頂きたい。各部会それぞれ仮のタイトルが出ているが、まだ決定事項ではないということなのでプログラムを含めて決めて頂きたい。また、ポスター、チラシについて、座・高円寺2の方で扱ってもらうとしたら11月位までには、内容を決めて印刷に出すスケジュールとなる。

予算書は 2 案あり、会場スタッフを外注化するのか会員で賄うのか、セミナー講師を全て外部に頼むのか会員が半分程度請負うのか、当日配布資料をどの程度配るのか、入場料をいくりに設定するのかの違いとなっている。予算書の収支で余ったお金が 2 年後の JATET フォーラムの準備金となるので予算書案を良く検討して決定して頂くようお願いします。

これにより第 1 号議案 JATET フォーラム 2016/17 開催について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

照明部会が案として大阪で 2017 年 2 月に照明部会のセミナーを JATET フォーラムで採り上げた内容を開催したいと前回の照明部会で協議していたので確認して下さい。また、機構部会でも同セミナーに合わせて吊物指針について説明することが出来るとのこと。音響部会は現在策定中の測定法に関する解説書が 12 月位までに出来ると音響部会も同セミナーに参加できる可能性がある。照明部会では 30 名程度の部屋を予約してセミナーを開催する予定で進んでいるので合流するのであれば少し大きめの会場を押える方向で検討して欲しい。前例で言うと電気設備指針の改訂時のセミナーで東京 200 名、大阪 70 名の参加実績があるので、機構、照明、音響部会が揃えば今回も 50 名から 70 名の参加が見込める。出来るだけ関西以西に情報を伝えていきたいので検討願います。

上記、大阪でのセミナー案は次回定例理事会での議案として纏め審議する予定とする。

第 2 号議案 JATET 誌 79 号 80 号について

資料-2

第 2 号議案 JATET 誌 79 号 80 号について説明。(佐藤専務理事)

JATET 誌 79, 80 合併号については、別紙資料のとおりカラー化する方向で予算を組んでいる。前号の 2000 部から JATET フォーラム当日配布資料、カラー化に伴う広告主への配布も含め 3000 部に増刷した場合に必要な経費は約 600 万円掛かる見込み。この予算書を実行するためには広告費を従来倍額で 30 社の広告収入が必要となる。合併号とした理由は各部会で執筆する原稿の負担が大きいことと、合併号とすることで JATET フォーラムの当日配布資料の費用が JATET 誌の経費で賄える事になる。この案で進めるとすると原稿締切りが 12 月 20 日で 1 月 25 日印刷仕上がり予定となる。

質疑：合併号というのは年 2 回発行するというルールがあるのか。

回答：事業計画で年間 2 号出す計画にしている。

質疑：合併号のページ数が案として 2 案あるが、この 2 案のどちらにするかを審議するのか。

回答：約 600 万円の予算で実行するとすると最大値の 152 ページ案となる。また、ページ数の上限に関しては配送するときの重さで料金が決まるので、試算上の配送料金の都合となっている。ページ数の根拠は技術展の資料が約 80 ページ、規格等々の記事が 10 ページ、事務局関連記事が 20 ページ、各部会の記事が 50 ページで合計 150 ページの構成となる見込み。

質疑：執筆料の項目で×40 ページと×100 ページの違いは何か。

回答：通常の号が 40 ページとなっているので、40 ページとしているが合併号なので 80 ページ

の間違いです。

質疑：広告単価は従来と比べるとどの位違うのか。

回答：従来は白黒印刷で各社 10 万円、今回カラー印刷することで各社 20 万円の負担となるが、合併号となるので年間の広告料は変わらない。

これにより第 2 号議案 JATET 誌 7 9 号 8 0 号について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第 3 号議案 JATET-L-****演出空間用 LED 照明器具の銘板類の表示規格について 資料- 3

第 3 号議案 JATET-L-****演出空間用 LED 照明器具の銘板類の表示規格について説明。

(佐藤専務理事)

L 番号は前回理事会で承認されたので、L-16200 という番号が採番されました。内容は演出空間用 LED 照明器具の記載内容、表示方法を統一し LED 照明器具に対して、使用者が安全に使用できる情報と、有効に使用できる情報を提供することを目的としている。資料 3-13 ページに楕円形の JATET マークと共に LED 照明器具に表記する内容が記載されている。

質疑：JATET マークについては機構他の部会で検討しないといけないのか。また、照明の楕円マークは照明のみに適用するものなのか。

回答：照明用としてデザインされているので、各部会で JATET マークを検討される場合は、別途検討頂いて結構です。

これにより第 3 号議案 JATET-L-16200 演出空間用 LED 照明器具の銘板類の表示規格について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第 4 号議案 Inter BEE 2016 協力名義の使用許可の件 資料- 4

第 4 号議案 Inter BEE 2016 協力名義の使用許可の件説明。(佐藤専務理事)

6 月に一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会から Inter BEE 2016 協力名義の使用許可願いが届いており、8 月の理事会で審議する予定であったが審議できなかった。印刷物の締切りの関係で急ぐ場合は、森会長の了承のもと括弧予定として協力名義使用を許可した。Inter BEE に関しては、毎年協力名義の使用を許可していますが審議の程お願いします。

これにより第 4 号議案 InterBEE2016 協力名義の使用許可の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第 5 号議案 ライティング・フェア 2017 協賛名義使用申請について 資料- 5

第 5 号議案 ライティング・フェア 2017 協賛名義使用申請について説明。(佐藤専務理事)

7 月にライティング・フェア事務局からライティング・フェア 2017 協賛名義使用申請が届いております。主催は一般社団法人日本照明工業会と日本経済新聞社で、平成 29 年 3 月 7 日から 10

日までの4日間、東京ビッグサイトで「ライティング・フェア 2017」(第13回国際照明総合展)開催される予定となっている。

これにより第5号議案 ライティング・フェア 2017 協賛名義使用申請の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第6号議案 文化省創設キャンペーン 2016 協力願い

資料-6

第6号議案 文化省創設キャンペーン 2016 協力願いの件説明。(佐藤専務理事)

劇場等演出空間運用基準協議会〔基準協〕事務局から「文化省創設キャンペーン 2016」協力願いが届いております。JATET 自体基準協のメンバーなので協力の是非を問うことは、必要ないかと思われるが、資料の2ページ目に「五輪の年には文化省」というロゴマークがあり、このロゴの使用を希望するか、しないか、また、バナー広告を希望するか、しないかを回答する必要がある。

質疑：審議の内容は「文化省創設キャンペーン 2016」に協力するかしないかとロゴ及びバナーを使用するかしないかの2点となるのか。

回答：その通りです。

第6号議案のうち「文化省創設キャンペーン 2016」協力願いの件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第6号議案のうち「文化省創設キャンペーン 2016」ロゴ及びバナー使用の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。ただし、ロゴ及びバナーの使用については、JATET 側の都合により使用することとする。

第7号議案 広報担当執行理事選任

資料-なし

第7号議案 広報担当執行理事選任の件説明。(佐藤専務理事)

森会長及び執行理事と相談して広報担当執行理事の選任候補については、大志万副副会長に財務担当と兼務で担当して頂くことを打診し本人の了承を得ています。大志万副副会長を選任候補とした理由は JATET の活動を関西地区に広めて行きたいと考えているため。

質疑：業務担当執行理事を兼務することに関して、定款、規定上の問題は無いか。

回答：定款では専門の業務担当理事は3人を限度とすると規定されているが、副会長と業務担当理事を兼務しては行けないとは規定していないので問題ない。

これにより第7号議案 広報担当執行理事選任の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第8号議案 コンプライアンス担当執行理事選任

資料ーなし

第8号議案 コンプライアンス担当執行理事選任の件説明（佐藤専務理事）

森会長と相談してコンプライアンス担当執行理事の選任候補として、最年長理事の崎山理事にお願いできないかと考えている。崎山理事を選任候補とした理由は JATET 以外に様々な協会の理事や理事長を経験されており公益法人の運営に慣れておられるため。

質疑：業務担当理事の定数をオーバーするのではないか。

回答：現状、業務担当理事は2名なので定数としては、あと1名選任できる。

これにより第8号議案 コンプライアンス担当執行理事選任の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第9号議案 事業統一準備作業部会設立の件

資料ーなし

第9号議案 事業統一準備作業部会設立の件説明。（佐藤専務理事）

一昨年から内閣府に事業統一のお願いをして来ましたが、定款の改訂は認めて頂いたが、事業統一については必要ないのではという意見を頂いていた。今年の8月に内閣府に再度訪問し新任の内閣府の担当者にもどうしても事業統一が必要であることを説明したところ、定款の事業内容に変更が無いのであれば自分たちでそれを実証せよということになった。これに伴い事業統一作業部会を設立し統一した事業であることを実証する必要がある。

質疑：事業統一の目的は事業の仕分等の作業量の負担が重いからということか。

回答：JATETの事業は調査、研究しその内容を1年2年掛けて審議した結果としてJATETフォーラムなどのセミナーやガイドラインとして発行するという一連の事業が3区分に分けられているので非常に統一感を欠く事となっているため。もう一つは会計処理が煩雑となること。

これにより第9号議案 事業統一準備作業部会設立の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

事業統一作業部会設立が承認されたので、同作業部会の委員長選出に入ります。自薦他薦あればお願いします。

この場では委員長選出は難しいようなので作業部会を立上げメンバーを招集しその中で委員長を選出するという事で審議にかけます。

これにより第9号議案 事業統一準備作業部会設立後の委員長選出方法について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第10号議案 JATET ジャーナルのバナー広告について

資料ー7

第10号議案 JATET ジャーナルのバナー広告について説明。（佐藤専務理事）

JATET ジャーナル 11 号の予算書を元に 1 号あたりの費用を説明。今年度は 2 号出す予定なので 20 万円×2 で 40 万円掛かることになる。JATET ジャーナルは企業からの広告を掲載していないので発行すればする程、費用が嵩むことになるので、ホームページ上の JATET ジャーナル・コーナーで関係する企業のバナー広告を有料に掲載することを検討したいので審議願います。

質疑：バナー広告を掲載する企業の決定については、理事会で承認するのか。

回答：バナー広告を募集してその申込状況一覧を作成し、理事会でその内容を確認して掲載時期を決めることになると思われる。

質疑：バナー広告は大手の会社では広告代理店を通して欲しいと言わないか。

回答：紙媒体の広告も直接企業とやり取りしているので同様に考えている。

これにより第 10 号議案 JATET ジャーナルのバナー広告について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第 11 号議案 間瀬監事の提案

資料－なし

第 11 号議案 間瀬監事の提案について説明。(佐藤専務理事)

- 1) 総会の各事業報告、事業計画は、理事会と同様に担当理事が行う案
- 2) 同様に部会も新定款から JATET の正式機関になったので、部会報告等は、部会長にして頂く案

これにより第 11 号議案 間瀬監事の提案の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第 12 号議案 インターネットセキュリティー契約の件

資料－8

第 12 号議案 インターネットセキュリティー契約の件説明。(佐藤専務理事)

現状 JATET の事務所内ネットワークにはファイアウォール等の機能が無く外部からの不正アクセスが心配される状況である。セキュリティーを強化するためファイアウォールの導入を検討している。費用については、資料に添付した見積(2社)の金額となる。

これにより第 12 号議案 インターネットセキュリティー契約の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第 13 号議案 正会員 A NHKアート 小早瀬 裕幸氏 照明部会入部の件

資料－9

第 13 号議案 正会員 A NHKアート 小早瀬 裕幸氏 照明部会入部の件説明。

(佐藤専務理事)

NHKアートの小早瀬氏は以前から照明部会の部会員であったが、本人の異動と会社組織の変更により上司の印鑑が押せない状況で、部会員申込期限に間に合わなかったという経緯なので部会参加を認めて頂けるようお願いします。

これにより第13号議案 正会員A NHKアート 小早瀬 裕幸氏 照明部会入部の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第14号議案 正会員C 木村 博行氏 (株)Light Stage 建築部会入部の件 資料-10

第14号議案 正会員C 木村 博行氏 (株)Light Stage 建築部会入部の件説明。

(佐藤専務理事)

木村氏は以前から建築部会員であったが、部会参加申込みを忘れていたようです。部会参加申込み期限を過ぎていますが、参加申込について審議願います。

これにより第14号議案 正会員C 木村 博行氏 (株)Light Stage 建築部会入部の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第15号議案 賛助会員B 川本 直義氏 (株)伊藤建築設計事務所 建築部会入部の件 資料-11

第15号議案 賛助会員B 川本 直義氏 (株)伊藤建築設計事務所 建築部会入部の件説明。

(佐藤専務理事)

前回の定例理事会で入会を認めて頂いた川本氏ですが、入会後に建築部会参加申込みがありましたので審議願います。

これにより第15号議案 賛助会員B 川本 直義氏 (株)伊藤建築設計事務所 建築部会入部の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第16号議案 公益社団法人全国公立文化施設協会共催 熊本地震劇場ホール被害状況報告会について 資料-なし

第16号議案 公益社団法人全国公立文化施設協会共催 熊本地震劇場ホール被害状況報告会について説明。(佐藤専務理事)

熊本地震の被害調査後に本杉会員よりメールがあり全国公立文化施設協会が毎年行っているセミナーに合わせて熊本地震劇場ホール被害状況報告会を行いたいとの提案がありました。全公文書局長の松本氏に確認した所、その方向で考えており企画書が出来たら連絡するとのこと。会場は東京オリンピックセンターの小ホールで平成29年2月10日の午後に全公文、JATET共催で熊本地震劇場ホール被害状況報告会を行う予定。

これにより第16号議案 公益社団法人全国公立文化施設協会共催 熊本地震劇場ホール被害状況報告会の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第17号議案 公益法人協会からの講師依頼の件 資料-12

第17号議案 公益法人協会からの講師依頼の件説明。(佐藤専務理事)

公益法人協会から公法協「知」の交流サロンでの講演依頼が来ております。交流サロンの趣旨

としては、公法協の会員様は学術、福祉、環境、教育、文化・芸術、医療、学会・研究機関、スポーツ、災害支援、国際協力、権利擁護など様々な分野にわたり専門的なお立場から社会に貢献しておられます。

このような分野にわたる会員様の最先端の知見をお話いただくことにより、それぞれの法人様の専門外の分野についてもご理解と認識を深めていただき、あわせて会員様相互の交流の場としてお役に立てるのではないかと趣旨から、平成 24 年 10 月より「公法協「知」の交流サロン」を開催させていただいております。

講演の時期は 10 月あるいは 12 月で、お話頂くテーマは、基本的に講師の方にお任せしているとの事です。

これにより第 17 号議案 公益法人協会からの講師依頼の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

講師については、まず広報部会に打診してみることにする。

第 18 号議案 臨時事務局長承認の件

資料一なし

第 18 号議案 臨時事務局長承認の件説明。(佐藤専務理事)

先程お話ししましたが、わたくし佐藤専務理事の個人的な理由で 2 ヶ月程度病気治療のため不在となります。その間 JATET の事務局が停滞するといけませんので、中川会員に臨時事務局長ということで受けて頂けないか打診した所、毎日ではなければ臨時事務局長を引き受けても良いと了承を頂きました。定款の第 9 章第 60 条 3 項に事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免するということになっているので、本日の審議で了解を得られれば来月からお願いしようと考えている。会計的には小澤会計事務所の中村氏と相談して日払い精算で支払う予定にしている。本件について審議願います。

これにより第 18 号議案 臨時事務局長承認の件について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

その他報告事項

別紙資料のとおり株式会社三精エンジニアリングから賛助会員 A の入会申込書が届いておりますので、この件については次回定例理事会で審議することとします。

6) 会長挨拶

次回以降の理事会の開催日を確認します。第 33 回定例理事会は 11 月 25 日 14 時から、第 34 回定例理事会は来年 2 月 24 日 14 時から、第 35 回定例理事会は来年 4 月 24～27 日の内 1 日を予定しておりますので皆さん日程の確保宜しく願います。

内閣府の立入検査ですが、まだ日程は決まっておきませんが 11 月頃に予定しております。内閣府の立入検査については、協会の皆さんにとって非常に勉強となる事がありますので、是非多くの方に立会をして頂きたいと思っております。

本日は予定外の審議も御座いましたが、多くの報告事項と審議事項を皆様の協力をもちまして終了致しました。

7) 閉会

16時20分 佐藤専務理事が閉会を宣言し終了した。

以上

平成28年9月14日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録作成署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第32回臨時理事会

議長（代表理事）

森 健輔



尾澤 監事

尾澤 輝行



間瀬 監事（欠席）

印

西村 岩夫 署名人

西村 岩夫



第 3 3 回 定例理事会
議 事 録【正】

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

第 33 回定例理事会議事録

日 時：平成 28 年 11 月 25 日（金） 14:00～16:50

場 所：JATET 会議室

東京都千代田区神田鍛冶町 3-8-6 第一古川ビル TEL：5289-8858

※出席理事数及び出席者氏名（理事会構成員 15 名 / 監事 2 名）

出席理事数：10 名（理事総数 15 名）

欠席理事数：5 名

出席理事名：森 健輔、西奈美 博、小柳 聡、大志万 公博、小川 幹雄

崎山 征雄、市来 邦比古、鈴木 伸一、西村 岩夫、河瀬 靖憲

欠席理事名：佐藤 壽晃、山田 芳久、阿部 茂樹、伊東 正示、長谷川 祥久

出席監事数：1 名（監事総数 2 名）

欠席監事数：1 名

出席監事名：尾澤 輝行

欠席監事名：間瀬 勝一

欠席顧問名：高田 一郎

オブザーバー：中川 堅司、中村 剛

議事次第

1. 議長選出
2. 議事録署名人選出

議事

3. 報告事項

- | | | |
|----------------|------------|-----------------------|
| 1) 業務報告 | 森健輔会長 | |
| 2) 事業報告 | 西奈美博副会長 | 閲覧-事業報告資料 |
| 3) 総務報告 | 小柳聡副会長 | |
| 4) 財務報告、広報活動報告 | 大志万公博副会長 | 資料-会計状況 |
| 5) 規程改訂作業部会報告 | 山田芳久理事 | 閲覧-規程改訂作業部会資料 |
| 6) コンプライアンス報告 | 崎山征雄理事 | |
| 7) 国際協力報告 | 小川幹雄理事 | |
| 8) 事務局報告 | 中川堅司臨時事務局長 | |
| | | 閲覧-内閣府情報、諸団体情報、会費納入状況 |
| 9) その他 | | |

4. 審議事項		
第1号議案	賛助会員A 三精エンジニアリング(株)入会の件	資料-1
第2号議案	賛助会員A (株)小林舞台システム 入会の件	資料-2
第3号議案	賛助会員B 横村 幸英氏 退会の件	資料-3
第4号議案	賛助会員B 水野 雅彦氏 退会の件	資料-4
第5号議案	賛助会員A (株)三和製作 春日 育扶氏、古澤 大賀氏 機構部会入部の件	資料-5
第6号議案	賛助会員A (株)システムエンジニアリング 河内 正博氏 音響部会退部の件	資料-6
第7号議案	JATET フォーラム 2016/17 大阪開催の件	資料-7
第8号議案	世界劇場会議国際フォーラム 2017 後援名義使用許可について	資料-8
第9号議案	JATET リーフレットの件	資料-9
第10号議案	照明、機構新規格 頒布価格について	資料なし
第11号議案	鈴木理事提案事項について	資料-10

会長挨拶

閉会

5. 議事の経過の概要とその結果

1) 開会

定款第43条の規定により、中川臨時事務局長が定数を確認、理事会の成立を確認し開会を宣言。

2) 議長選出

定款第42条の規定により、森健輔会長を議長に選出。

3) 議事録署名人選出

議長が定款第46条の規定により、河瀬靖憲理事を議事録署名人に指名し、同氏はこれを受諾。

4) 報告事項

(1) 業務報告

第32回臨時理事会以降の業務報告が森健輔会長兼総括責任者よりあった。

平成28年10月11日(火) 14:00～ 第5回事業執行連絡委員会

平成28年11月7日(月) 14:30～ 第6回事業執行連絡委員会

(2) 事業報告

下記の業務報告が西奈美博副会長兼事業担当よりあった。

イ. JATET FORUM について、実行委員会を下記スケジュールで開催

平成28年10月18日(火) 13:30～ 第1回 JATET フォーラム実行委員会

平成28年11月 1日(火) 15:00～ 第2回 JATET フォーラム実行委員会

平成28年11月14日(月) 10:00～ 第3回 JATET フォーラム実行委員会

ロ. 実行委員会決定事項

平成29年1月30日、31日に東京会場「座・高円寺2」にて「JATET フォーラム 2016/17」を開催する。2月17日に関西会場「ピッコロシアター」にて「JATET フォーラム 2016/17」を開催する予定(審議事項)それぞれの会場にて(関西については会場周辺)で懇親会も実施。受付開始日は東京、関西会場共に12月1日から開始予定。

フォーラムの共催依頼を公益社団法人全国公立文化施設協会に依頼、承諾済み。

今後の協力依頼予定

(公社) 日本照明家協会(打診中)

(一社) 日本舞台音響家協会(内諾済み)

その他、昨年度の技術展で協賛いただいた諸団体に協力をお願いする予定。

ハ. JATET 誌79&80合併号について

全ページカラーで140ページ、30社の広告申込を見込んでいる。

現在の申し込み状況は、15社と目標の半数です。広告募集締切は11月末を予定しており、正会員企業で申込みがまだの会員はご協力下さい。また賛助会員をはじめ関係企業にもご協力いただけるようお声がけをお願いします。

発行部数は3000部で想定していたが、現在は3200部で予定しております。広告申込企業数を考慮しつつ、11月末には発行部数の決定を予定しております。

なお、原稿締切は12月16日です。

ニ. JATET ジャーナルについて

vol. 11特集「新国立劇場オペラ劇場」が近日発行予定、現在、新国立劇場で最終確認中。

ホ. 各部会報告

教育研修部会

11月30日に山形県南陽市文化会館で見学会開催。(現在、JATET ニュースで募集中)

2015年10月オープン、地元南陽産スギ材を活用した日本初の大型木造耐火文化ホール。

今月25日申込を締切、現在申込者数24名。

機構部会

現在2版を頒布中の吊物機構安全指針について3版を作成。審議の後、JATET フォーラムで頒布予定。

建築部会

11月4日に中川臨時事務局長と(公社)公立文化施設協会の松本専務理事を訪問。

フォーラム共催と熊本地震報告について打合せ実施。

照明部会

関西でのセミナー開催は、単独開催から JATET フォーラムに合流する方向で実施へ変更。

音響部会

特になし。

映像部会

InterBEE2016に参加の報告。

広報部会

公益法人協会主催の「知のサロン」での講演会について報告。リーフレットについては審議事項。

(3) 総務報告

小柳副会長兼総務担当から総務報告があった。

イ. 会費納入状況について、未納は賛助会員5名（うち2名は退会の意向）となりました。

ロ. フォーラム関連費用として座・高円寺使用料（¥128,800）は支払済。

ハ. 事務局のインターネットセキュリティ契約：9月に工事完了し、毎月9500円の支払い開始。

ニ. 国立国会図書館より出版物（JATET ジャーナルvol. 5から最新号）納入の依頼書が届いた。JATET ジャーナルは5号以降ネット上で電子媒体での公開となっており、FAXにてその旨を回答し、了承を得ている。

ヘ. 平成29年度より都内に在住の職員及びアルバイトの住民税について、東京都から特別徴収指定の通知が届いている。開始は平成29年5月に特別徴収税額を通知し、来年6月から給料控除される。

(4) 財務報告

大志万副会長兼財務担当から、上期までの会計状況について配付資料（JATET 会計の状況）に基づいて報告があった。

イ. 5月総会時の収支予算計画 収入23,295千円、収支▲1,196千円に対して、9月末時点での実績収入14,701千円、収支+5,114千円でした。

ロ. 5月総会時の下期計画は収支+1,160千円であったのに対して、現状での見直しでは+622千円と計画に対して不足しております。実際の事業の中で、JATET フォーラムへの参加人員増等の対応が必要。

ハ. 参考として26,27年のJATET フォーラム、JATET 誌の実績、予算、計画を添付しておりますので、ご確認ください。

(5) 規定改訂作業部会報告

山田業務担当理事が欠席のため、中川臨時事務局長から規程改訂作業部会の報告があった。

（資料－規程改訂作業部会資料・・・諸規程集（最終修正版） 改訂進捗表）

イ. 第31回定例理事会で審議した、協会組織規程、部会規程（教育研修部会、建築部会、照明部会、機構部会、音響部会、映像部会、広報部会）総則、理事会運営規程、事業執行連絡委員会規程、入会規程、会費規程、事務局規程、経理規程、公印取扱規程、JATET 規格等の規格番号規定について、一部の修正を指摘された上で承認されたので、施行版として最終修正したものを閲覧する。

ロ. 改訂進捗表に記載のように、今年度中を目処に残りの規程について改訂作業を行っていく。

ハ. 寄附金等取扱規程、財産管理運用規程、特定費用準備金及び特定の資産の取得取扱規程、リスク管理規程、倫理規程（自主行動基準）、公益通報者保護規程、定款の変更、解散等に関する規程、コンプライアンス規程等については、今年度中を目処に作業部会を開催し、取り纏めを行っていく。

(6) コンプライアンス報告

崎山理事兼コンプライアンス担当から、コンプライアンス報告があった。

イ. 特に報告事項なし

ロ. 質問事項

（鈴木理事）コンプライアンス規定のスコープはどこまでか？

（中川臨時事務局長）JATET の組織としての活動に対する規定である。

(7) 国際協力報告

閲覧－OISTAT

小川国際渉外担当理事から、国際協力報告があった。

イ. KTL シンポジウム参加報告。

KTL ホストでの韓国、及び中国、シンガポール、台湾、香港、日本でアジア版の安全基準を作成していく上で、各国が協力して情報を共有して話し合っていくという覚書を締結したいという主旨であった。中国、台湾、シンガポールがサインを行う中、日本は JATET で正式決定後に、会長のサインで覚書を締結したく、今回はサインは行わず、ドラフトの最終版として入手し持ち帰ったので、今後シンポジウムでの継続審議となる予定。

覚書の内容については、翻訳中であり、次回の事業執行連絡委員会に提出し、引き続き協議を進めていただきたいと思います。

アジアの安全基準については、日本には JATET 規格もある中、今回の提案を今後 KTL と協議を進めるために、次回の JATET フォーラムに KTL メンバーを招聘し、議論を行うことも一案であり、今後協議を行っていく。

ロ. 10 月の OISTAT 国際会議の参加報告。

来年の台北での WSD に関する取組と、いくつかの委員会でのヘッド交代による選挙の結果により、委員の顔ぶれが変わりつつある。会長も来年には改選になると思われる。昨年秋に、日本でコンファレンスを開いて欲しいと OISTAT の会長から直接 OISTAT 事務局に打診があったが、ここ 10 年来開催していないので、取り組むべきかどうかの課題も含めて会議に望んだ。OISTAT 会長とも話したが、日本は五輪も控えていることを説明すると、五輪終了以降での開催の提案をいただいた。

(8) 事務局報告

中川臨時事務局長から事務局報告があった。

イ. 内閣府情報の資料の閲覧。

内閣府 公益法人メールマガジン第 7 号（平成 28 年 9 月 21 日発行）を閲覧

内閣府 公益法人メールマガジン第 8 号（平成 28 年 10 月 5 日発行）を閲覧

内閣府 公益法人メールマガジン第 9 号（平成 28 年 10 月 19 日発行）を閲覧

内閣府 公益法人メールマガジン第 10 号 (平成 28 年 11 月 2 日発行) を閲覧
内閣府 公益法人メールマガジン第 11 号 (平成 28 年 11 月 16 日発行) を閲覧

ロ. 経済産業省情報&総務省
報告事項なし

ハ. JATET ニュース発行について

JATET ニュース第 169 号 (平成 28 年 9 月 30 日配信)
JATET ニュース第 170 号 (平成 28 年 11 月 11 日配信)
JATET ニュース第 171 号 (平成 28 年 11 月 18 日配信)
JATET ニュース第 172 号 (平成 28 年 11 月 22 日配信)

ニ. 会員情報

資料を閲覧 (情報資料 1~4) します。

賛助会員 B 横村幸英氏 ((株) 横村舞台機構) より退会申請。審議事項

賛助会員 B 水野雅彦氏 ((株) ハートス) より退会申請。審議事項

三精エンジニアリング(株)より入会申請 (賛助会員 A)。審議事項

(株) 小林舞台システムより入会申請 (賛助会員 A)。審議事項

ホ. 諸団体情報

資料を閲覧 (諸団体情報) します。

9 月付で、丸茂電機の大阪営業所長の尾尻さんが広島営業所長に就任。新たに大阪営業所長には、本郷さんが就任したと連絡があった。

日生劇場第 23 回舞台フォーラム 2016 後援名義使用許可の件、10 月 13 日に許可依頼の文書を受付した。10 月中に回答必要のため、森会長に確認の上、10 月 17 日付けで許可すると回答済み。

10 月 27 日に、(一社) 日本コンGRESS・コンベンション・ビューローから、会議・展示会等の開催調査についてのアンケート調査票が届いた。森会長確認の上で、事務局から回答済み。

ヘ. 会費納入状況&書籍販売状況

閲覧資料-会費納入状況

未納者

賛助会員 A : トラストサービス : 9 月 30 日に再請求。期日 : 12 月 31 日

賛助会員 B : 黒沢一臣氏、中俣美沙氏、水野雅彦氏、横村幸英氏 : 9 月 30 日に再請求。
期日 : 12 月 31 日

規格販売状況 (別紙資料参照)

JATET-L-16200 (演出空間用 LED 照明器具の銘板類の表示規格)、JATET-M-6030-3 (吊物機構安全指針・同解説) は JATET フォーラム 2016/17 で資料として頒布予定

ト. 請求書情報

閲覧資料-請求書情報

小柳副会長より報告済み

チ. HP について

資料なし

12 月 1 日~ HP にて JATET フォーラム 2016/17 (東京・関西会場) 申込受付開始予定。

リ. 事務局関連

閲覧資料-事務局関連

小柳副会長より報告済み

(9) 全体を通しての質疑応答

(鈴木理事) 広報活動についての報告が無い。

(大志万副会長兼広報担当理事) JATET 誌、JATET フォーラムについては、他報告事項の中で報告済み。上記以外の活動で、10月に公益社団法人協会が開催している「知のセミナー」への講演依頼があり、古橋部会長が当協会の活動内容について講演しました。

(鈴木理事) JATET 誌の編集責任は誰が負っているのか？広報部会は、現状では、編集活動を担っていない。本来は、広報担当理事と広報部会とは連携して、JATET の広報活動を担うべきと思うが。

(大志万副会長兼広報担当理事) 現状では、記事は執筆者が責任を負い、編集については各号毎に編集を担当する部会が責任を負っている。今後、広報部会長と広報担当理事との責任範囲及び体制を明確化していきます。

5) 審議事項

第1号議案 賛助会員A 三精エンジニアリング(株)入会について

資料-1

第1号議案 賛助会員A 三精エンジニアリング(株)入会について説明。

中川臨時事務局長

三精エンジニアリング(株)より賛助会員Aとして入会の申込があった。

大阪市に本社を置き、舞台機構設備・昇降機関係の企画、設計、施工、保守メンテナンスを行っている会社で、機械器具設置工事業として、国土交通大臣から許可を受けて営業している企業です。

審議の結果、第1号議案 賛助会員A 三精エンジニアリング(株)入会について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第2号議案 賛助会員A(株)小林舞台システム入会について

資料-2

第2号議案 賛助会員A(株)小林舞台システム入会について説明。 中川臨時事務局長

(株)小林舞台システムより賛助会員Aとして入会の申込があった。

北海道恵庭市に本社、工場を持つ舞台機構設備の設計、製作、施工会社です。昨年度の JATET 技術展にも出展いただいた。

審議の結果、第2号議案 賛助会員A(株)小林舞台システム入会について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第3号議案 賛助会員B 横村幸英氏 退会について

資料-3

第3号議案 賛助会員B 横村幸英氏 退会について説明。

中川臨時事務局長

賛助会員B横村幸英氏より退会の連絡があった。

(株)横村舞台機構ですが、後継者不足と代表者の高齢により5月6日付けで営業を停止し、会社整理、廃業したと連絡があった。(10月3日受付)
退会届の提出は事務局より依頼済み。現在まで未着。

審議の結果、第3号議案 賛助会員B 横村幸英氏 退会について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第4号議案 賛助会員B 水野雅彦氏 退会について 資料-4

第4号議案 賛助会員B 水野雅彦氏 退会について説明。 中川臨時事務局長
賛助会員B (株)ハートスの水野雅彦氏より10月18日付けのメールにて、諸般の都合により退会したいとの連絡があった。今年度の会費は納入いただき、3/31付で退会の予定。引き続き、JATET フォーラム 2016/17 については協力いただけるよう依頼しており、承諾済み。

審議の結果、第4号議案 賛助会員B 水野雅彦氏 退会について決議が行われ、全員一致によって本件は可決した。

第5号議案 賛助会員A (株)三和製作 春田 育扶氏、古澤 大賀氏 機構部会入部について 資料-5

第5号議案 賛助会員A (株)三和製作 春田 育扶氏、古澤 大賀氏 機構部会入部について説明。 中川臨時事務局長
賛助会員A (株)三和製作(みつわせいさく)、代表取締役 春田 育扶氏、設計担当 古澤 大賀氏より機構部会への入部の申込があった。(株)三和製作は新入会員で、第31回定例理事会にて賛助会員Aとして承認済み。

審議の結果、第5号議案 賛助会員A (株)三和製作 春田 育扶氏、古澤 大賀氏 機構部会入部について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第6号議案 賛助会員A (株)システムエンジニアリング 河内 正博氏 音響部会退部について 資料-6

賛助会員A (株)システムエンジニアリング 河内 正博氏 音響部会退部について説明。 中川臨時事務局長
賛助会員A (株)システムエンジニアリング 河内 正博氏より音響部会退部の連絡があった。提出された退部届によると、「個人の都合により」となっている。

審議の結果、第6号議案 賛助会員A (株)システムエンジニアリング 河内 正博氏 音響部会退部について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第7号議案 JATET フォーラム 2016/17 大阪開催について説明。

西奈美副会長

JATET フォーラム 2016/17 (東京会場) の開催については第32回臨時理事会で承認済み。

開催の背景として、照明部会が大阪でのセミナー開催の意向があり、実行委員会で他部会へも検討を要請した結果、機構部会、建築部会もセミナーを開催することになった。

会場は賛助会員B水野氏の協力で兵庫県立尼崎青少年創造劇場にご協力いただける目処が出来たので、JATET フォーラム 2016/17 の関西開催の審議を理事会にお願いしたい。

また、関西でのフォーラム開催を機に、協会としても西日本における協会の知名度の向上、及び西日本を中心に活躍する団体及び企業などとの、より密接な協力関係の構築を図った方が良いと考え、関西会場での懇親会の開催についても審議をお願いします。

関西での開催においては、大志万副会長をはじめ関西を拠点としている理事へのご協力と、可能であれば執行理事全員に懇親会へのご参加をお願いしたい。

期間もないので、今後の詳細等については実行委員会で検討・推進させていただきたい。

補足説明

中川臨時事務局長

総会で報告した今年度の事業費予算としては、(公1) 調査研究・標準検討等事業として、JATET フォーラム開催費(50万)の他、(公3) 人材育成事業として、各部会セミナー事業費(90万)も計上している。従来一日開催であった東京でのフォーラムも、今回は6部門が発表を予定し二日開催となり、関西開催も計画しております。協会としての今後を考えれば、多少の赤字は覚悟しても、JATET フォーラムを関西で開催する意義はあるのではと佐藤専務理事のご意見もあった。

なお、懇親会の会場は場所の関係で劇場外の会場となります。

質問事項

(大志万副会長) 東京の入場料の見込みは来場者数360人を見込んでいるのか?

(中川臨時事務局長) 2日通し券 120人、1日券 120人×2日分で合計360人(240人/日)で試算。会場キャパが300人なので1日当たり80%の240人の集客を見積もっている。

(大志万副会長) 目標が高くないですか?

(中川臨時事務局長) 元々は300人であったが、240人に減らしている。大阪は劇場で開催している舞台教室の先生にも情報を展開してくれるので、集客は期待できる。

(大志万副会長) 従来から懇親会費用は公益法人の予算で負担しているのか?

(中川臨時事務局長) 予算内で考えている。

審議の結果、第7号議案 JATET フォーラム 2016/17 大阪開催について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第8号議案 世界劇場会議国際フォーラム2017 後援名義使用許可について 資料-8

第8号議案 世界劇場会議国際フォーラム2017 後援名義使用許可について説明

中川臨時事務局長

世界劇場会議名古屋から、世界劇場会議国際フォーラム2017in 可児に関する後援名義使用許可について（申請）、開催概要、プログラム、予算書並びに後援同意書が届いている。

2017年2月9日～10日の日程で、全体テーマを「劇場は社会に何ができるか、社会は劇場に何を求めているかPART2」として劇場という総合体について議論するプログラムになっている。

審議の結果、第8号議案 世界劇場会議国際フォーラム2017 後援名義使用許可について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第9号議案 JATET リーフレット作成について 資料-9

第9号議案 JATET リーフレット作成について説明

西奈美副会長

作成意図はJATETの活動を広く社会に広報することで、法人の社会的な認知度向上と会員数の拡大に寄与する。印刷仕様はカラーオフセット印刷でA4の1/3仕上がりで4つ折り、8ページ。

配布は会員による持参、郵送、宅急便など。本年度はJATETフォーラム2016/17で配布予定内容は毎年あるいは隔年で更新する。写真は、前年度見学会を実施した施設を原則とする。なお、資料9-1、2の事業計画書、予算書に企画運営会議と記されているが、過去の会議体名称なので、書式の修正が必要である。

審議の結果、第9号議案 JATET リーフレットについて決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

第10号議案 照明、機構新規格 頒布価格について 資料-なし

第10号議案 照明、機構新規格 頒布価格について説明

西奈美副会長

イ. JATET-L-16200（演出空間用LED照明器具の銘板類の表示規格）

2100円（会員） 3000円（非会員）

ロ. JATET-M-6030-3（吊物機構安全指針・同解説）

3500円（会員） 5000円（非会員）

照明部会、機構部会からはこの価格で頒布したいとの提案。

補足説明

中川臨時事務局長

現在、規格の価格表や価格設定基準がなく、以前は総務委員会で決めていた。

現体制下においてどう決めていくかも議論をしていただきたい。

また、発行後1年でHPに無償配布している規程もあり、公開するものと非公開の基準をどうしていくのか、印刷実費程度は回収したいのでその想定の価格設定をするべきではな

いか、との意見が第6回事業執行連絡委員会であった。

審議内容

既に一部無償化が進んでいる中、公益法人としての役割を考慮すると、期限を切って有償とし、その後無償化を進めるということを検討していく。

審議の結果、第10号議案 照明、機構新規格 頒布価格について決議が行われ全員一致によって本件は可決した。

審議事項では無いが、崎山理事からの意見として、新規に購入される方のためにも、今後、規格の作成時には新旧の変更点がわかるような対比表の作成を、ぜひお願いしたい。

第11号議案 鈴木理事提案事項について

資料-10

第11号議案 鈴木理事提案事項、第32回臨時理事会における動議について説明があった。

鈴木理事

動議項目-1) 臨時理事会開催の目的の確認

今回の臨時理事会開催案内には、定款で求められている開催の目的が記載されていないので、臨時理事会に至る経緯と目的の説明を求める。

動議項目-2) 臨時理事会で審議する議案の確認

臨時理事会の招集時に案内のあった議案のみを審議事項とすべき。

第7号議案の広報担当理事選任と第8号議案のコンプライアンス担当執行理事選任は、既に2名の業務担当理事が任命されており計4名の業務担当理事となるので、定款第26条3項で定める「専門の業務担当理事を3人とする」に抵触するのではないかと。

動議項目-1)、2)については前回の臨時理事会にあたっての提案であったが、既に臨時理事会が開催され終了しているため、ここでの議論は仕方がないと思う。ただ、理事会を開催するにあたっては、目的を明確にして招集することが基本である。

動議項目-3) 事業執行連絡委員会は理事会の諮問機関であることの確認と今後の運営
事業執行連絡委員会は理事会の諮問機関であるので、同委員会で協議する内容の見直しを求める。理事会で審議されるべき内容が、同委員会で審議されているのではないかと。

事業執行連絡委員会は、理事会の諮問機関であると総会で説明され、その説明通りの運営をされるべきと思う。内閣府からの指示でもあり、諮問機関とは、事業の執行連絡を行う機関、理事会からの決議事項を各部に連絡するということだと思うが、現状は理事会に上げる議題について、あらかじめ事業執行連絡委員会に諮って、それが理事会にかけられるというように運用されているのではないかとと思われる。内閣府の公益認定等委員会を出

している資料（「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際して特に留意すべき事項について」：内閣府公益認定委員会）の中に、「法律に根拠のない任意の機関を設けて運営する場合には、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことがないように留意する。制約することは許されない」と記されている。これは公益社団法人のガバナンスのルール、基本中の基本である。

今の運営実態としては、そもそもの内閣府からの指導に反しているし、不適切ではないか？と思う。月々の日常的な問題について承認をするための組織が事業執行連絡委員会ではない。そのように運営するとそれは誤ってしまう。その分、執行理事が大変重い責任を負っており、執行理事が JATET を引っ張っていく主体となるべきである。執行理事が決めたことについて理事会が承認するという形にすべきだと思う。

動議項目－4）昨年度の理事会招集通知の審議事項と会議内容の検証

先の理事会での議論から、理事会当日に審議事項が追加され、議決されることが常態化していたことが推測される。欠席していた理事に不利な審議が予告なくされていたり、重要な審議が理事に知らされないまま議決されたりすることを防ぐため、昨年度の理事会時に示された審議事項と理事会での審議内容との比較、検証することを求める。

一番懸念しているのは、知らない間に自分の利害関係にあるような問題が、事前に知らされないまま理事会が開かれて一方的に断罪されるようなことが行われているのではないかとということである。それはフェアではなく、当事者を呼んで、問題があればその場で議論することが必要である。もし昨年度そういうことが行われていたとすればそれは問題であり、議事録から削除することも必要ではないかと考える。

動議項目－5）今後の理事会招集通知には報告事項の主要項目を明示することの提案

報告事項であっても審議を必要とする内容が無いとは限らないため、理事会招集通知には報告事項の主要項目も議題として明示することを求める。

報告事項の主要項目も明示して欲しい。これは、8月の定例理事会の席で、専務理事から長谷川理事のこと、市来理事のこと、僕（鈴木理事）のことについて報告事項として根拠のない、事実無根の話があり、そういうことは行うべきではない。もし行うのであれば、報告事項の内容を明記してあらかじめ関係者に周知することが必要と考える。

審議内容

動議事項3-5)に関しての議論。

本件については、佐藤専務理事のいる席で話をしたいとは思いますが、実際に JATET を運営する上で、理事会の次第は誰かが決めなくてはならない。それについての責任は多分専務理事が負っていると思う。（小川理事）

執行理事の間で次の理事会に向けての議論があり、それが理事会にかけられることが大事だと思う。定款の条項として執行理事会を省くべきではなかったと思う。事業執行連絡委員会のメンバーは、各部会の長であり、事業執行連絡委員会は本来事業の執行、意志決定に関わる機関ではない。だから諮問機関であると言っている。執行理事とは大切な役割で、執行理事がこの会を動かすものであると思う。(鈴木理事)

社団法人として、その最高決定機関は理事会である。諮問委員会というものがあるが、諮問委員会で決める訳ではない。あくまで理事会で決めたことが最高決定であり、そこから下に下ろしていく。理事会に出す議題は、会長、専務理事、執行部の三役で決めていき、最終判断が理事会になる。(崎山理事)

理事会の議題を決めるのは誰か？ということでは、理事会に付議することに責任を持つのは事業執行理事である。部会で事業を推進する上で、執行理事それぞれが責任を持っている部会から上がってきた内容について、理事会審議事項になると判断して上げていくものであると考える。それについては事業執行理事が出ている事業執行連絡委員会で、理事会に上げる、上げないという相談や提案はあると思うが、理事会審議事項については定款で定められているので、そこに恣意的なものは本来無いはずである。(大志万理事)

具体的な話として、国際関係報告での韓国 KTL の代表者を 1 月末の JATET フォーラムに招くという議題に関して、理事会での決議が必要ということであれば、今日決めておかないと、次回の 2 月では間に合わない話になる。(小川理事)

理事会は 3 ヶ月に 1 回しか開かれないので、執行理事にある権限を付帯し、その判断で執行して次回の理事会で報告すれば良い。ただそれが事業執行連絡委員会ではないと思う。そこで意志決定は出来ない。(鈴木理事)

そこについては異論は無い。(全員)

事業執行連絡委員会の議事録の中で、中川臨時事務局長から、10 月 17 日が次回理事会の審議事項の案内の締切となるため、議案提出案件の担当者は準備をお願いしますと言っている。それは違うのでは？(鈴木理事)

事業執行連絡委員会には執行理事がいる訳で、次の理事会に対して、事業執行担当者として議案を上げるべきことを上げてくださいと促しておられるということで、指示でも何でも無いと思う。(大志万理事)

以前の執行理事会は執行理事が集まっている、運営委員会は執行理事と各部会長が集まった連絡調整機関のような役割で、同日の同時時間帯に執行理事会、その後運営委員会という形態でやっていた。今の組織としての事業執行連絡委員会は、過去の執行理事会及び運営委員会の名前が変わったという認識しかない。(中川臨時事務局長)

その時に執行理事会と運営委員会が二つに分けられていたことは、執行権限を持っている執行理事の集まりである執行理事会と運営委員会という連絡機関というように意識的に分

けていた訳である。そこを一緒にして事業執行連絡委員会とした時に、誰が本来執行委員会として決めていくのかということが曖昧になっているのではないかと思う。(鈴木理事)

執行理事あるいは理事という肩書きはあるが、基本的に理事であれば誰でも同じ責任のもとに報告事項なり審議事項が挙げられる訳である。(森会長)

最高決定機関は理事会にあり、理事会から代表の会長が選任されている。不測の場合が生じた場合にはまず会長には報告、相談がされなくてはいけない。あともう一人くらいの執行理事の方に相談して、そこで決まったものは仕方ない。みんなで会長を選んだ訳だから。議題や議案をどうするかというのは、事務局がライトしている訳で、私どもが相談を受けることもあるし、場合によっては法律事務所の方が法律的に検討することもある。お金が無いと専門家も雇えないし、そういう意味で理事皆さんの知恵をお借りすることであると思う。(尾澤幹事)

内閣府の出している「公益法人の各機関の役割と責任」という資料の中に理事会と代表理事という項目があり、代表理事(会長)と業務執行理事の権限について、代表理事は法人を代表し業務の執行に当たる役割を担う、業務執行理事は、法人の業務執行を担うと記されている。法人の業務の執行範囲は業務執行理事ごとに決められているので、その権限の範囲で処理をして、後に理事会で報告することは全く問題ないと思う。(鈴木理事)

理事会で決定することは基本的に決まっている。そこから更に執行するにあたっての問題が色々出てくる訳で、例えば災害などの緊急を要する案件の場合、災害防止委員会を作って担当を決めなくてはならないが、あれもこれも全部やっていたら、事務局がある程度代行してやらなくてはいけないことも多くある。だから執行理事だからと言われても、緊急でそこまでの連絡網ができないということもある。(尾澤幹事)

執行理事については、個別に事務局に顔を出しており、確認したり承認したりの業務を行っている。その結果を踏まえて委員会での報告をさせていただいている。(森会長)

本日の議論として、最終決定機関はあくまでも理事会であるし、事業執行連絡委員会は諮問機関であるということ、委員会の規定も作成されていることを再確認したということで議事録に残るということで承知いただけないか？(市来理事)

事業執行連絡委員会の実態としては、確かに諮問機関として色々の意見が出、議題として上げたいものはあくまで理事の立場として発言されて判断をしている。委員会の立場と参加している執行理事の立場と明確に分けるのは難しい面もあるが、そこはご理解いただきたい。(森会長)

まとめ

理事会にあげて審議する内容は、既に理事会の運営規程で決まっており、事業執行連絡委員会で選択することは出来ない。事業執行連絡委員会は以前の執行理事会と運営委員会が一本化され現在の名称となっているが、役割は以前の役割をそのまま継続しており、新しく制定された事業執行連絡委員会規程の中で、「理事会の諮問機関」として規定されており、「理事会の執行方針に基づき事業の遂行の具体化、並びに運営の経常的な業務に関する事項を審議し、理事会へ上程する。」と規定されている。会長、副会長、専務理事、各部会長と事業執行理事が出席している。各部会長はあくまで部会の報告を行っているだけであり、理事会で審議する議題を審議していることはない。今回、臨時理事会の開催案内に審議事項として「その他 9月5日の事業執行連絡委員会にて執行理事より議案が提出された場合、追加議案が出る可能性有り」という記述については、あくまで「提出された場合」だけであり、「審議された」ことを記述しているわけではない。

改めて、上記規程での事業執行連絡委員会の運営を理事で確認するとともに、理事会が最高事業決定機関であり、理事会が選出した会長および副会長、執行理事が中心となり、事務局と日々、確認しながら理事会への審議事項を検討し、専務理事が事務局と執行理事を繋ぐ役割として運営を行っていくことを確認した。今回のKTLの事案のような緊急課題に対しては、執行理事の判断の元、会長、副会長、専務理事、事業担当執行理事と連携を取りながら、迅速に対応していくことが必要であることを再確認した。

審議の結果、鈴木理事からの提案に対して、上記内容を全員一致で確認し、了承した。

6) 会長挨拶

次回第34回定例理事会の日程は、平成29年2月24日(金)午後2時からの予定です。

第35回定例理事会の日程は、4月の最終週(24日(月)~27日(木)の間)で開催を予定しています。日程の確保をお願いします。

7) 閉会

16時50分 森会長が閉会を宣言し終了した。

以上

平成28年11月25日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録作成署名人は次に署名押印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第33回臨時理事会

議長 (代表理事) 森 建輔



尾澤 監事 尾澤 輝行



間瀬 監事 欠席

印

河瀬 靖憲 署名人 河瀬 靖憲



第34回 定例理事会
議事録【正】

平成29年2月24日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

第 34 回 定例理事会 議事録（正）

日 時：平成 29 年 2 月 24 日（金） 14:00～18:05

場 所：JATET 会議室

東京都千代田区神田鍛冶町 3-8-6 第一古川ビル TEL：03-5289-8858

出席理事：森健輔会長、小柳聡副会長（総務担当）、
大志万公博副会長（財務担当、広報担当）、
佐藤壽晃専務理事（事務局・国内渉外担当）、小川幹雄（国際渉外担当）、
山田芳久（業務担当・規程改訂作業部会）、
阿部茂樹、河瀬靖憲、鈴木 伸一、西村岩夫、長谷川祥久

欠席理事：西奈美博副会長（事業担当）、崎山征雄（コンプライアンス担当）、
伊東正示、伊東（市来）邦比古

出席監事：なし

欠席監事：尾澤輝行、間瀬勝一

欠席顧問：高田一郎

事務局：中川堅司（臨時事務局長）

オブザーバー：中村剛（尾澤会計事務所）

有効理事総数 15 名、出席理事 11 名、欠席理事 4 名

出席率 73%

事務局 1 名 + オブザーバー 1 名、計 13 名

議事録署名人（書記）小柳 聡

議事要旨：定例理事会

定足数確認：有効理事総数 15 名中、11 名の出席、事務局 1 名、オブザーバー 1 名にて本理
事会は定足数の過半数を確保し成立した。

議事次第

1. 議長選出
2. 議事録記録署名人選出

議事

3. 報告事項

- | | | |
|----------------|------------|-------------------|
| 1) 業務報告 | 森会長 | 資料-議事録 |
| 2) 事業報告 | 中川臨時事務局長 | 資料-1 |
| 3) 総務報告 | 小柳聡副会長 | |
| 4) 財務報告、広報活動報告 | 大志万公博副会長 | 資料-財務報告 |
| 5) 規程改訂作業部会報告 | 山田芳久理事 | 資料-規程改訂
作業部会資料 |
| 6) コンプライアンス報告 | 崎山征雄理事 | |
| 7) 国際協力報告 | 小川幹雄理事 | 資料-国際渉外 |
| 8) 事務局報告 | 中川堅司臨時事務局長 | |
| 9) その他 | | |

4. 審議事項

- | | | |
|----------|----------------------------------|---------|
| 第 1 号議案 | 平成 29 年度 事業計画書、予算書について | 資料-2 |
| 第 2 号議案 | 総会開催日程、場所について | 資料なし |
| 第 3 号議案 | 総会議案書の第 1 稿について | 資料-3 |
| 第 4 号議案 | KTL（韓国産業技術試験院）等との覚書締結について | 資料-国際渉外 |
| 第 5 号議案 | 賛助会員 A（株）小林舞台システム 真井隆年氏 機構部会入部の件 | 資料-4 |
| 第 6 号議案 | 平成 29 年度 JATET 技術展開催について | 資料なし |
| 第 7 号議案 | 中川臨時事務局長の事務局長正式就任について | 資料なし |
| 第 8 号議案 | 図書館等への JATET 誌の寄贈について | 資料なし |
| 第 9 号議案 | 蓮田市総合文化会館ハストピア見学会開催について | 資料-5 |
| 第 10 号議案 | 賛助会員 A（株）トラストサービス会員資格の件 | 資料なし |
| 第 11 号議案 | JATET 誌に掲載した記事を JATET HP で公開について | 資料-6 |
| 第 12 号議案 | JATET-M-6010-2 指針改訂版について | 資料-7 |

5. その他

- | | | |
|------------------------|---------------|-------|
| 1) 平成 28 年度総括 | 森会長、間瀬監事、尾澤監事 | 資料-報告 |
| 2) 第 35 回定例理事会開催日程について | | |

1. 議長選出

定款第 42 条の規定により森健輔会長を議長に選出した。

2. 議事録記録署名人選出

定款第 46 条(議事録)の規定に従い議事録作成署名人の選出。今年度最後のまとめの理事会となるため、議長が副会長より小柳聡副会長を指名し、同氏はこれを受諾した。

3. 報告事項

1) 業務報告

森会長(資料-議事録)

下記の通り、第 33 回定例理事会以後の業務報告がされた。

平成 28 年 12 月 14 日 (水) 14:00~15:30	第 7 回事業執行連絡委員会
平成 29 年 1 月 16 日 (月) 15:00~16:30	第 8 回事業執行連絡委員会
平成 29 年 2 月 6 日 (月) 14:30~16:20	第 9 回事業執行連絡委員会

2) 事業報告

西奈美副会長欠席

(1) JATET FORUM について

中川臨時事務局長(資料-1)

下記の通り、実行委員会の開催が報告された。

平成 28 年 12 月 19 日 (月) 15:00~	第 4 回 JATET フォーラム実行委員会
平成 29 年 1 月 19 日 (木) 13:00~	第 5 回 JATET フォーラム実行委員会
平成 29 年 2 月 6 日 (月) 16:30~	第 6 回 JATET フォーラム実行委員会

平成 29 年 1 月 30 日、31 日に東京会場「座・高円寺 2」にて、2 月 17 日に関西会場「ピッコロシアター」にて、JATET フォーラム 2016/17 を開催した。また、それぞれの会場にて懇親会も開催した。

東京会場は参加者 30 日 143 名 (うち、会員 93 名 非会員 50 名)、31 日 167 名 (うち、会員 132 名 非会員 35 名)、両日でのべ 300 名超、東京会場懇親会 85 名 (招待者含む) 懇親会と合わせた東京会場の参加費収入は 130 万円、対して 120 万円弱の支出が見込まれており、収支としては 10 万円ほどプラスの予定。

関西会場参加者 72 名 (うち、会員 54 名 非会員 18 名)、関西会場懇親会 50 名 (招待者含む) 懇親会と合わせた関西会場の参加費収入は 41 万円、対して 56 万円ほどの支出が見込まれており、収支としては 15 万円ほどマイナスの予定。東京会場、関西会場を合わせた収支は 5 万円ほどマイナスの予定だが準備金 110 万円があるので、105 万円ほどの黒字で決算予定。

セミナーにおけるガイドライン申し込み数は両会場合わせて 照明ガイドライン 60 冊、機構ガイドライン 78 冊、他に資料として JATET 誌と、東京会場では国際舞台芸術

交流センター、関西会場ではピッコロシアターのチラシを各団体より依頼を受けて配布した。

次回開催時の要望として、

- ・申し込みの際に、企業として参加者を一括で申し込みたい。
 - ・各部会の手伝い要員も参加費を支払う件について、セミナーを聴講せず、手伝いのみであっても参加費の支払いが必要なのか。
 - ・どのような場合は参加費を支払うのか、明確な規程を作成してほしい。
- という意見があった。

次回開催に向けて実行委員会が組織された際に検討願いたい。一括申し込みの件は、具体的にどのような方法が可能かホームページを担当しているテトラロジック担当者と相談の上、事務局より提案する。今後の理事会で検討願いたい。

(2) JATET 技術展について

佐藤専務理事(資料なし)

技術展開催について、先日新国立劇場に伺い、畑中事務局長と森会長・西奈美副会長・佐藤専務理事が協議した結果が報告された。

新国立劇場は向こう2年間空きなしなので、平成31年度の技術展セミナー会場候補として、有料で借りる事を前提に申し込みしてもらえれば、予定を押さえておくので協力方法を今後協議していきたい。新国立劇場としては全面的に協力していきたい意向である。小ホールは100万円/日×3日=300万円掛かる可能性もあるが、申込みだけはしておきたい。また、座・高円寺と世田谷パブリックシアターにも同時に打診をしており、東京文化会館小ホールも空きがあるとの情報もあるので打診する予定。小川理事にもご協力いただき、4月の理事会で審議したい。

平成29年度開催候補の展示会会場スペースゼロは西奈美副会長が開催に向けて調整を進めている。セミナー会場は上記3件の中から検討し、提案していきたい。

(3) JATET 誌 79&80号(合併号)

中川臨時事務局長(資料なし)

JATET フォーラム 2016/17 の資料として参加者全員に頒布。オールカラーで3,200部印刷。資料として東京と関西の開催会場で約400部を配布、また広告主、会員、全国主要ホールなど関連団体に約2600部を発送。26社分の広告収入は550万円、対して印刷費や執筆料として350万円ほどの支払いが見込まれており、収支としては200万円ほどプラスの予定。入金締め切りは3月24日としているが、現在は3社が入金の状況なので、各社ご確認願いたい。

残部の200部について、正会員企業で希望があれば提供する事や、希望がなければ、例年通り各部会に配布するなど、理事のご意見を伺いたい。また後ほどの審議事項でJATET 誌の寄贈について審議して頂きたい。

佐藤専務理事より、東芝ライテックより30部欲しいとの希望を受けており、他にも希望があれば対応する。

鈴木理事から合併号で収入は(予算に対して)減ったのかとの質問があり、中川臨時事務局長よりカラー化して広告料を上げたので、400万円の収入予算に対して、実績ベースでは600万円と、200万円ほど上回っているとの説明があった。

(4) JATET ジャーナルについて 中川臨時事務局長(資料なし)

vol. 11 の収支について、未着となっていた新国立劇場の執筆承諾書が届き、執筆料の支払いを終えた。最終的な支出は20万円程度となっており、収入はなし。経緯としては、昨年8月に依頼書を発送、11月に先方と協議の上、理事長宛で再度依頼書を発行。本年2月に承諾書を受領した。vol. 12 特集「南陽市文化会館」は近日発行予定。

大志万副会長からは vol. 12 は年度内発行できるのかとの質問があり、中川臨時事務局長よりその予定であるとの回答があった。

(5) 各部会報告 中川臨時事務局長(資料-各部会)

イ. 教育研修部会

11月30日に山形県南陽市文化会館で見学会開催。報告書は未着。事務局で把握している参加者数は計30名(うち、会員23名 非会員7名)。資料代として4万円弱の収入があり、対して8万円弱の支出があったため、収支としてはマイナス4万円。

次回見学会(予定)については、後ほどの審議事項である平成29年3月16日(木)蓮田市総合文化会館ハストピア、資料代として会員¥1,000-、非会員¥2,000-を計画している。

ロ. 機構部会

JATET-M-6030-3「吊物機構安全指針・同解説」を発行済み。「吊物制御盤・操作盤の周囲環境に対する指針」を4月の理事会で審議後、HPで公開予定。「吊物バトン積載荷重表示指針」について見直し中。

ハ. 建築部会

1月23日に東芝LTにて劇場改修のためのLED照明の研究会を開催した。

ニ. 照明部会

JATET-L-16200「演出空間用LED照明器具の銘板類の表示規格」を発行済み。

JATET フォーラム セミナー準備として1月18日に新国立劇場で実機を用いた検証を行い、フォーラムでは滞りなく終了した。

ホ. 音響部会

第8回部会において「劇場等演出空間における音響設備動作特性の測定方法」解説書の完成を急ぐ事、音響設備の最適な電源電圧に関する研究を進めていきたい事、安全手帳の進展はないが、メンテナンスのライフサイクル作成手法についてはエンジニアリング4社での研究会を作り、来年度中には纏めていきたいとの報告があった。

ヘ. 映像部会

第 8 回部会において、今後は劇場ホール等のデジタル映像対応について研究を進めていく方針であり、4k-8k 映像への対応と現状、劇場からのコンテンツ発信を IP 伝送やネット配信をしていく動向について調査・研究していきたいとの報告があった。

ト. 広報部会

リーフレットについて、JATET フォーラムでの配布を見送り、現在内容を再検討中とのこと。詳細は広報担当理事、大志万副会長より後ほど報告いただく。

(6) 総務報告

小柳副会長(資料-閲覧)

事務局関連及び請求書等の資料閲覧。

フォーラム関連費用としては座・高円寺懇親会場「アンリ・ファール」に¥232,500- 支払済、関西懇親会場「武蔵坊」に¥180,000-支払済。

JATET 誌関連費用として印刷代「オオツカ」に¥1,965,600-、編集費「テトラロジックスタジオ」に¥648,000-、発送費「シティロジテム」に¥295,581-を支払済。

JATET ジャーナル執筆料、JATET フォーラム 2016/17 の講師料、執筆料に関しても支払済(明細は資料 1-9 に記載)。

JATET 誌 79・80 号の発送は正会員 A に 5 部ずつ、正会員 B に 3 部ずつ、賛助会員 A に 2 部ずつ、その他会員に 1 部ずつを発送済み。JATET フォーラムに申し込んだが欠席された方へも発送した。

マイナンバー制度が施行されてから初めて 1 月 26 日に事務局員と原稿執筆者で年額 5 万円以上支払った方への税務署申請書類に記入して提出する為の立会を行った。佐藤専務理事が病気療養中であったため、中川臨時専務局長が申請書類に記入し、小柳副会長(総務担当)が立会い税務署へ送付提出した。

(7) 財務状況及び広報活動報告

大志万副会長(資料-財務報告)

財務状況は、毎月小柳副会長と総勘定元帳、現金出納帳、預金出納帳等を確認し、尾澤会計事務所の担当者チェックも問題なし。会費未納者には 1 月頭に再々請求書を送付済。未納者は賛助会員 A が(株) トラストサービスで、1 月 5 日に再々請求し、期日を 2 月 22 日で送付。賛助会員 B の中俣美沙氏には 1 月 5 日に再々請求し、期日 2 月 22 日で通知。賛助会員 A の(株) トラストサービスは平成 27 年度より滞納となり、扱いについては後ほどの審議事項となっている。1 月、2 月は事業収益として JATET フォーラム 2016/17 の申込金が入ってくる。

佐藤専務理事からは、この収支報告では改善したように見えるが、全体としては赤字なので、会員を増やして収入を増やすなどの事業方針の立案も合わせて検討が必要であるとの要請があり、大志万副会長より当然事業方針全体を検討していくが、都度での確認も行っていきたいとの回答があった。

広報活動報告としては、リーフレットを JATET フォーラム時に配布しようと計画していたが、印刷直前で修正意見が出てきたために、発行を取りやめた。広報部会で作成された当協会のイメージ図についても様々な意見があり、JATET 規格や JATET マークの意義、リーフレットはどの様な層に向けての発行なのか等の論点を整理した上で改めて広報部会で案を再検討し、理事会で再審議をお願いしたいと考えている。

佐藤専務理事からは、日本照明家協会のリーフレットのサンプルが配布され、参考にして欲しいとの要請があった。大志万副会長からは同協会は会員数 3,000 人で ¥15,000- の会費で運営している協会のようなので、予算も鑑みて検討し、部会案を出していくとの回答があった。

(8) 規程改訂作業部会報告

山田理事(資料-規程改訂作業部会)

諸規程の改訂進捗としては「寄付金等取扱規程」「財産管理運用規程」「特定費用準備金等の取扱規程」「情報公開規程」「個人情報保護規定」「倫理規程」「定款の変更、解散に関する規程」の 7 規程について改訂作業を行い「個人情報保護に関する基本方針」を新規に作成し、合わせて本日(案)を配布資料とした。

また、今年度の選挙管理委員長の桂川氏より「役員選任規程」の見直しについて提案があり、修正案を策定中である。桂川氏より提案された内容は、立候補者としての届出項目の見直し、選挙要領の見直し、選挙管理委員会委員の選任に関する事など。再来年の平成 30 年度が役員改選の年度となり、本年 12 月頃から選挙の準備を開始する必要がある。役員選任規程は社員総会での承認が必要な規程となり、本年 5 月の総会で審議、決議を経て、改訂された規程の内容で次期の選挙を実施することが必要であるため、4 月の理事会で議案として提出予定である。配布資料の内容を確認頂き、見直し修正が必要な箇所、不明な点、提案などがあれば、次回の理事会を待つことなく事務局まで連絡を頂きたいとの要請があった。

(9) コンプライアンス報告

崎山理事欠席の為中川臨時事務局長(資料なし)

報告事項なし。

(10) 国際協力報告

小川理事(資料-国際渉外)

KTL のシンポジウムに参加した経緯については前回の理事会や事業執行連絡委員会で報告しており、議事録に記載の通り。覚書締結については後ほどの審議事項となっている。JATET フォーラムへの KTL 招聘について先方都合により実現しなかったため、来年度の総会での参加とディスカッションの場を検討して頂きたいとの要請があった。

佐藤専務理事からは、この覚書を公表するののかとの質問があり、森会長から一般閲覧者へは非公開とすると回答があった。同じく佐藤専務理事より「日本劇場エンターテイメント技術協会」という訳が適切かとの質問があり、小川理事から協会名は直訳で、理解を深める為の内部資料であり、覚書締結は英文であり問題はないとの回答が

あった。

(11) 事務局報告

イ. 内閣府情報

中川臨時事務局長(閲覧資料-内閣府情報)

内閣府 公益法人メールマガジン第12号(平成28年11月30日発行)を閲覧
内閣府 公益法人メールマガジン第13号(平成28年12月14日発行)を閲覧
内閣府 公益法人メールマガジン第14号(平成29年1月11日発行)を閲覧
内閣府 公益法人メールマガジン第15号(平成29年1月25日発行)を閲覧
内閣府 公益法人メールマガジン第16号(平成29年2月8日発行)を閲覧
内閣府 公益法人メールマガジン臨時号(平成29年2月20日発行)を閲覧
内閣府 公益法人メールマガジン第17号(平成29年2月22日発行)を閲覧

ロ. 経済産業省情報&総務省

中川臨時事務局長(資料なし)

報告事項なし

ハ. JATET ニュース発行について

中川臨時事務局長(資料なし)

JATET ニュース第173号 (平成28年12月1日配信)
JATET ニュース第174号 (平成28年12月26日配信)
JATET ニュース第175号 (平成29年1月6日配信)
JATET ニュース第176号 (平成29年1月20日配信)
JATET ニュース第177号 (平成29年2月8日配信)

二. 会員情報

中川臨時事務局長(資料なし)

賛助会員A (株)小林舞台システム 真井隆年氏 機構部会入部申請があり、後ほどの審議事項となっている。

賛助会員B 横村幸英氏 退会届(第33回定例理事会承認済み)

今年度退会者(予定含) 正会員C 八幡 泰彦氏、眞野 純氏

賛助会員B 倉田 敏文氏、水野 雅彦氏、横村 幸英氏、
趙教行(GYO HAENG COHO)氏、元松 経男氏

正会員B (株)シアターワークショップ事務所移転のため登録住所変更

賛助会員A PRG(株)担当者変更(田邊氏→桑島氏)

ホ. 諸団体情報

中川臨時事務局長(閲覧資料-諸団体情報)

世界劇場会議国際フォーラム 2017 in 可児

2月9日～10日の日程で JATET として招待され、森会長の代わりに西奈美副会長が参加した。

財務の書籍案内、音響特機の社長交代、埼玉アーツシアター通信等

へ. 会費納入状況&書籍販売状況 中川臨時事務局長(閲覧資料-会費納入状況)

会費未納者への再々請求書発行については大志万副会長より報告済み。

規格販売状況(別紙資料参照)

JATET-L-16200(演出空間用 LED 照明器具の銘板類の表示規格)、JATET-M-6030-3(吊物機構安全指針・同解説)は JATET フォーラム 2016/17 で頒布開始した。

ト. 請求書情報 中川臨時事務局長(閲覧資料-請求書情報)

小柳副会長より報告済み。

チ. HP について 中川臨時事務局長(資料なし)

適宜更新している。直近では部会員名簿を最新情報に更新した。

JATET 誌に掲載した長原機構部会長や、映像部会講師 黒木氏の記事について、非常に参考となる内容なので、ホームページに掲載する方向で後ほど審議事項。

リ. 事務局関連 中川臨時事務局長(閲覧資料-事務局関連)

今回のフォーラムを終えて、事務局としてフォーラムや見学会等の会場へ持ち運びできるパソコンの必要性を感じ、会長や執行理事承認の上、ノート型パソコンを購入した。パソコンを用いた解説など会議室でプロジェクターと接続し使用することも可能。外出先でも使用できるよう、Wi-Fi 端末も購入し、法人 sim 契約を行った。sim は初期費用を除いて月額 2000 円程度、不要な期間は契約を停止することで対応する予定。

佐藤専務理事より、会費未納者の法人会員は昨年度も続けて未納であり、個人会員の方は催促すると支払うなどの未納が繰り返されており、今回未納の方には定款や会員規程に則って後ほど審議していただく事になるとの補足説明があった。

(12) その他

佐藤専務理事より、1月6日に治療のため再入院し、1月末に退院したが、再度治療する事となり、2月27日に再入院して4月中旬まで治療する。よって専務理事不在での事業停滞を避ける為、中川臨時事務局長を正式な事務局長に推薦したいので、この後の審議事項で審議して頂きたいとの報告があった。

また、佐藤専務理事が治療中で欠席した第33回定例理事会で、議事録P12に鈴木理事の発言記録について「報告事項に専務理事が根拠のない事実無根の話がある」との発言があるが、事実に基づき発言しており、証拠の記録も有り(提示「日本建築学会 近畿支部事務局長との電話録音」と「長谷川理事との本件に関する電話録音」の記録音声)、公表されている議事録に虚偽報告されたとの印象を与えているとの抗議があった。

この件に関して出席全理事からの意見交換がされ、小川理事からは佐藤専務理事の出席する場で議論したいとの議事記録がある事や、鈴木理事のこの発言に対する反論意見こそは記述されていないが、鈴木理事がこの様な印象を持っているとの発言が記録されているのであり、またそのように感じられる組織運営に問題点があるのではないかとの意見であって、双方意見の行き違いは未だあるが、理事会の総意がどちらかの発言が虚偽報告だったとの見解を示しているわけではないとの意見に集約された。

長谷川理事からは、平成28年5月10日開催の日本建築学会近畿支部主催ロームシアター京都のシンポジウムをJATETが後援するかどうかに関する件の顛末について改めて詳細な説明があった。

この後、平成28年度の総括という事で各理事より様々な活発な意見交換がされた。論点を整理すると、

- ① 総会の動議の問題・・・法的に事前通知以外の審議は出来ず、実際今年度の動議は動議としては受け付けられていない。
- ② 理事会の動議の問題・・・理事会では議論を活発にするために動議は認められており、実際に第31回定例理事会で動議が発動され、第32回臨時理事会と第33回定例理事会でも動議事項について審議されている。そういう意味では健全な運営がされていると判断するが、一方で効率的で円滑な議事進行にも協力して頂きたい。
- ③ 理事会での発言の公平性・・・相反する意見の見解があった場合、欠席理事に関する意見が一方的にならぬよう、双方の意見を公平に聞く機会を作るべきである。特に通知の無い審議事項は緊急性を判断し必要な場合は審議するが、意見が相違している案件で一方の意見だけにならぬように努力する必要がある。そのためには理事の途中退場や欠席がないように努めて頂きたい。
- ④ 組織運営の解釈相違・・・公益法人に移行して以降、定款・規程改訂作業部会を中心に問題点を洗い出して議論し、理事会で検討承認後に今年度の総会で定款を改訂している。試行錯誤の段階でもあり、組織運営の解釈の違いを前向きに議論し、今後のJATETの将来の方向性と運営形態と諸規程を法令に基づき発展させていく必要がある。改訂が必要な点が出てくるのであれば理事会で議論の上、定款・規程改訂部会を中心に検討して行く。
- ⑤ 日本建築学会との関係・・・当協会の組織内での手続きの行き違いで法令違反とならない様、組織運営が円滑になる様な運営に努力する。JATETと建築学会の良好な

関係は発展させていきたい。関西方面への JATET の知名度を広めることを広報部会の活動目標の一つにすることを提案しているので、JATET の今後の建築学会との関係性をより発展させる方向へ運営すべきである。

- ⑥ 後援名義無断使用の問題・・・4月の第29回定例理事会で長谷川理事が責任を以て日本建築学会近畿支部からの詫び状を取ると決定され、日本建築学会からの書面は届いて森会長の了承は得ているが、佐藤専務理事と長谷川理事の見解の相違のまま8月の第31回定例理事会にて間瀬監事・尾澤監事と長谷川理事の面談を以て判断を仰ぐ事となっている。この度、長谷川理事と間瀬監事による面談も行われたため、本理事会で間瀬監事の判断を仰ぎ決着する予定である。

何れの議論にも法令順守は根底にあり、JATET の発展的な事業運営、公益に資する貢献に進む様、活発な議論を公平に続けて方針決定し、効率的な議事進行に協力し合い、今後の事業運営に生かしていく事を確認した。

4. 審議事項

- 1) 第1号議案 平成29年度 事業計画書、予算書について 中川臨時事務局長(資料-2)

事業計画書の総会開催日時については仮で後ほどの審議事項。会員を増やしていきたいので、正会員 C×1 名、賛助会員 A×1 社、賛助会員 B×1 名、特別賛助会員×1 団体を増加する事で予算を組んでいる。部会活動については、各部会長から提出されたものを記述。平成29年度は、2年に1回実施を計画している JATET 技術展を開催。展示会場は平成30年1月に前回と同じ新宿のスペースゼロを仮予約してあるが、セミナー会場については新国立劇場中劇場が既に予定が埋まっており、別の会場を探すことになる。技術展については後ほどの審議事項となる。その他、JATET リーフレット、JATET マーク、JATET 安全手帳を継続し、新たに舞台設備機器用 200V 電源として三相3線式の採用に関する調査研究を開始。予算書は各部会からの事業計画の予算申請に合せて計上してある。収支計算結果、特定費用準備金の充当、公益認定要件、遊休財産の保有制限をクリアしている旨が説明された。

大志万副会長からは、見学会の候補地などが記載されているが、提出先の内閣府で公表されるのかとの確認があり、中川臨時事務局長よりあくまで総会の議案書であり、会員以外の内閣府などの提出先では公表されない、見学候補地はあくまで予定であり、今後の交渉により決定されると回答された。

佐藤専務理事からは補足説明として、黄色く蛍光されている箇所が前年度からの変更点であり、事業方針や KTL との国際交流などの要点が説明された。

審議に入り、全員一致で可決承認された。

- 2) 第2号議案 総会開催日程、場所について

中川臨時事務局長(資料なし)

平成 29 年度通常総会開催場所として、例年使用している新宿ホテルローズガーデンを仮予約しており、5 月の日程について確認をとったところ 5 月 22 日、23 日の両日しか空いていない状況。総会等が集中する時期でこれから新たにホテルを押さえる事は難しく、このまま新宿ホテルローズガーデンで開催とし、日程についても事務局としては総会用資料の準備作業を考えると 5 月 23 日(火)が希望であるとの説明があった。

審議の結果、平成 29 年 5 月 23 日(火)、新宿ホテルローズガーデンにて総会を行う事で、全員一致で可決承認した。

中川臨時事務局長から 1 日でなるべく予算を抑える事、今年度は時間が押して延長となったので丸 1 日借りる予定である事、開始時間は 13:00～か 14:00～になると想定していること、後ほどの審議で KTL の代表が参加する可能性がある事、懇親会場がリニューアルしフレンチレストランになった事などが伝えられた。

3) 第 3 号議案 総会議案書の第 1 稿(議事次第案)について

中川臨時事務局長(資料-3)

平成 29 年度通常総会議案書の議事次第(案)を提示し、審議事項は、第 1 号議案 平成 28 年度事業報告承認の件、第 2 号議案 平成 28 年度収支決算報告承認の件は 3 月末～4 月初めにまとめを行い、4 月の第 35 回定例理事会にて審議していただく予定。第 3 号議案は、先ほど報告事項の中で説明した「役員選任規程」改訂、承認の件。

報告事項として、第 1 号報告が平成 29 年度事業計画の報告の件、第 2 号報告が平成 29 年度収支予算の報告の件で、先ほどご審議いただいた平成 29 年度事業計画書、予算書の内容が掲載される。この議事次第内容でよろしければこの通りに総会議案書をまとめたいたとの提案があった。総会議案書の第 1 稿(議事次第案)の内容については次回 4 月の定例理事会で審議し決定の予定であり、この内容で準備を進めて良いかの審議を諮り、全員一致にて承認された。

4) 第 4 号議案 KTL(韓国産業技術試験院)等との覚書締結について

小川理事(資料-国際渉外)

KTL(韓国産業技術試験院)から要請された覚書(MOU)の原文と翻訳を示し、前回の理事会で JATET フォーラムへ KTL の招待を承認されていたが、KTL 側のスケジュールが合わず実現しなかった。本理事会において、覚書の内容について審議いただきたい。来年度の総会には KTL を招待して覚書締結を目指すことを審議し、全員一致にて承認された。

5) 第 5 号議案 賛助会員 A(株)小林舞台システム 真井隆年氏 機構部会入部の件について

中川臨時事務局長(資料-4)

(株)小林舞台システムの真井隆年氏からの機構部会参加申込書が示された。同社は第 33 回定例理事会において賛助会員 A として入会が承認されており、北海道恵庭市

に本社、工場を持つ舞台機構設備の設計、製作、施工を生業とする会社で、JATET 技術展にも出展されている。真井氏の機構部会への入部が審議され、全員一致にて承認された。

6) 第 6 号議案 平成 29 年度 JATET 技術展開催について 中川臨時事務局長(資料なし)

JATET 技術展については、2 年に 1 回開催することとしており、次年度(平成 29 年度)が開催年度に当たる。報告事項 2)「事業報告 (2)JATET 技術展について」で説明があったが、以下 3 点を審議していただきたい。

1 点目:展示会会場として、平成 27 年度の技術展でも使用したスペースゼロを 2018 年平成 30 年 1 月 22 日～26 日で仮予約しているが、26 日に別件の予約が入りそうなので日程を確定して欲しいと連絡があった。これから別会場を押さえるとなると難しいため、このままスペースゼロで 1 月 22 日～25 日(仕込み含め 4 日間)の開催としたい。

2 点目:セミナー会場は現在 「東京文化会館」、「座・高円寺」、「世田谷パブリックシアター」を候補としているが、1 月の同時期頃開催できる会場ということで検討を進めたい。

3 点目:実行委員会の組織について、先の JATET フォーラム同様に、事業担当理事である西奈美副会長を実行委員長とし、各部会長を実行委員として次期 JATET 技術展の実行委員会を組織したい。

以上 3 点とも、それぞれ審議の結果、全員一致で承認された。

佐藤専務理事より支出を抑えて推進する事、西奈美実行委員長と中川臨時事務局長で会場の予約等を進めていく事、別途セミナー会場は小川理事にもご協力頂き展示会とは別日程で 2 日間の確保を検討して行く事、今回は新国立劇場もセミナーと展示会を同時開催できるように検討して頂けていることなどが説明された。

西村理事からは、メーカーや代理店は 11 月の InterBEE から 12 月に他の展示会などが催されており 1 月の開催時期を避けたい、セミナーと展示会場は集客や効率を考慮して同じ会場で開催したいとの意見が出された。

佐藤専務理事からは、他の展示会は今後の経緯を見守り考慮していきたい、JATET の定款上では展示会は事業方針であるので開催には是非とも事情も含めてご理解とご協力を頂きたいとの要請があった。

7) 第 7 号議案 中川臨時事務局長の事務局長正式就任について 佐藤専務理事(資料なし)

1月6日に治療のため再入院し、1月末に退院したが、再度治療する事となり、2月27日に再入院して4月中旬まで治療する。よって年度替わりで総会も控えた大事な時期に、専務理事不在による事業停滞を避ける為、中川臨時事務局長を正式な事務局長に推薦したいとの提案があった。審議の結果、全員一致で承認可決された。事務局は総務担当執行理事の小柳副会長の管理により4月1日より中川事務局長が就任できるように手続きを進めることとなった。

8) 第8号議案 図書館等への JATET 誌の寄贈について 中川臨時事務局長(資料なし)

JATET 誌 78 号は JATET 技術展資料として、また、JATET 誌 79・80 号(合併号)は JATET セミナー2016/17の資料として配布したため、ホームページでの JATET 誌単独の申込は受付けていなかったが、大阪府立中央図書館(紀伊国屋書店経由)、(株)トータルオフィスパートナー(清水建設)などから問い合わせがあった。公益法人の観点から、大阪府立中央図書館は三精テクノロジーズ(株)のご協力を得て寄贈という形で、(株)トータルオフィスパートナーは送料分のみ負担いただいて、事務局在庫分を謹呈で対応している。JATET 誌は公益事業化のためホームページの公開などを進めているが、今後も同様の問い合わせが考えられるので、JATET 誌の寄贈について、どのような場合に寄贈として対応するのか判断基準の策定と寄贈の手順について、会長宛に寄贈依頼文書を発行してもらい、送料は負担いただくなど、事務局として理事会で審議して頂きたい。寄贈の手順などについて理事の意見を取りまとめ、小柳総務担当執行理事の管理で事務局と手順作成を進める事を審議した。

佐藤専務理事からは公益事業の活発化の観点からも、JATET 誌の発行を収益事業から公益事業へ移行させるために、内閣府への事業変更申請への伏線として、無償で配布して行く事が必要だと考え、無償で配布したいとの説明があった。

審議の結果、全員一致で承認可決され、JATET 誌無償配布の手順の作成を進める事となった。

9) 第9号議案 蓮田市総合文化会館ハストピア見学会開催について

中川臨時事務局長(資料-5)

教育研修部会より見学会の企画書および予算書、仮段階でのジャーナル執筆者リストが提出されている。

佐藤専務理事からは、急ではあるが事業計画通り、施設見学会を年に二回開催したいとの説明があった。審議の結果、全員一致で可決承認された。

10) 第10号議案 賛助会員 A (株) トラストサービス会員資格の件について

中川臨時事務局長(資料なし)

先程、大志万副会長より4)財務状況、及び広報活動報告で会費未納者について報告の通り、賛助会員 A (株) トラストサービスは現時点で平成 27 年度賛助会員会費およ

び平成 28 年度賛助会員会費が未納となっている。このまま年度末まで支払いが無い場合、賛助会員 A (株) トラストサービスの会員資格について、定款第 9 条 (会員資格喪失) に基づき判断願いたい。経緯については下記の通り、2 年度分の会費が未納となっている状況。

平成 27 年度 4 月 15 日付、請求書発行

8 月 19 日付、再請求書発行

12 月 3 日付、再々請求書発行

3 月 29 日付、再々々請求書発行

平成 28 年度 4 月 28 日付、請求書発行

8 月 29 日、未納者にメールにて督促

9 月 30 日付、再請求書発行

1 月 6 日付、再々請求書発行

佐藤専務理事からは、入会時に会則は送付済みとの説明があった。

審議の結果、全員一致で可決承認され、事務局より会員喪失の通知を行う事となった。

11) 第 11 号議案 JATET 誌に掲載した記事を協会 HP に掲載する件について

中川臨時事務局長 (資料-6)

JATET 誌 79・80 号 (合併号) に掲載した長原機構部会長や映像部会講師 (株) コンフォートビジョン研究所の黒木氏の原稿が非常に参考となる内容との意見があり、両氏の許可を得た上でホームページに公開したい。電子媒体での許諾は原稿執筆時の執筆依頼で得ている。JATET 誌は現在販売している為に 1 年後にホームページ上で公開しているが、今回はフォーラムのニュース性や内容の新鮮さが特徴でもあり即時公開の審議を頂きたい。審議の結果、全員一致で可決承認された。

12) 第 12 号議案 JATET-M-6010-2 制御盤・操作盤周囲環境に対する指針改訂版について

中川臨時事務局長 (資料-7)

JATET-M-6010-2 「制御盤・操作盤周囲環境に対する指針改訂版」を作成したので、審議いただきたい。この規格は改訂前にホームページで「公開予定」となっていたが、今回作成したこの改訂版を公開した方が良いか、一定期間は有料で頒布してからが良いか、合わせてご審議いただきたい。

佐藤専務理事からは、機器の環境の取り扱いの内容からして安全性に係る事もあり、即時公開するのが良いのではないかと、無料で配布して解説セミナーを有料化してはどうかとの意見が出された。

審議の結果、ホームページにて公開する事とし、指針を有料頒布するかどうかは再度部会で検討する事とした。また、指針 P13 の編集委員に「技術委員会機構部会」とあるが、現行組織では技術委員会はないので「機構部会」と訂正する。

5. その他

1) 平成 28 年度総括

森会長(資料-報告)

JATET フォーラムは東京だけでなく関西での開催という進展もあった一方、連絡の行き違いから名義の無断使用の嫌疑など、理事会が円滑さを欠く面もあった。事業執行担当理事が各々の責任を以て事業執行に当たり、円滑な運営となるように進めていきたい。なにより佐藤専務理事におかれては治療第一で早期の復帰を願っております。

また、尾澤監事は予め欠席の連絡を頂いており、間瀬監事は本日になって急遽欠席の連絡が入った為、書面での報告となった。尾澤監事からは法令・定款の順守と理事会議事進行の効率化が促された。間瀬監事からも理事会議事進行の効率化と、建築学会名義使用の件は監事と長谷川理事との面談を以て収束する事が促された。間瀬監事、尾澤監事からの書面による指摘を全員一致で了承した。

2) 第 35 回定例理事会開催日程について

通常総会予定日時から逆算して平成 29 年 4 月 20 日(木)～27 日(木)の間で開催を予定している。議案書の取りまとめと正会員への送付を考えると 4 月 21 日(金)か 24 日(月)で開催したい。欠席の方もおられるので事務局より両日の予定で後日調整し連絡する。

3) 閉会

18 時 05 分 森会長が閉会を宣言し終了した。





以上



平成29年2月24日

上記議事録を明確にする為、議長、監事及び議事録作成署名人は次に署名捺印する。

公益社団法人 劇場演出空間技術協会
第34回定例理事会

役職	署名	捺印
議長 (代表理事 森健輔)	森 建輔	
監事 (尾澤輝行)	尾澤輝行	
監事 (間瀬勝一)	間瀬 勝一	
議事録作成署名人 (小柳聡)	小柳 聡	

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 監事 (理事会への出席義務等) 第一百一条第1項において、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならないとあるが、今回の理事会において監事全員が欠席となったため、監事の欠席理由を明確に示すこととする。

欠席理由 (尾澤監事): 妻が東京女子医大で手術するため。

欠席理由 (間瀬監事): 小田原市議会委員会出席のため。

報告書

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

会長 森 健輔 殿

平成 28 年度の理事会に出席して、監事としての意見を申し上げます。

①本日の定例理事会欠席に際し書面にて今年度の振り返りをいたします

今年度（平成 29 年度）は本会の定款の制定および諸規定の策定など、多くの作業に労力を費やす案件が多くありました、事務局を始め各理事のご努力、ご協力に感謝します。本会は周知のとおり専門人材の集合体です、本法人の設立目的に立ち戻り本会の運営を考えるべきと考えます。

また、理事会、総会の時間配分について再考することを提案します

人間は緊張して議論する時間は、2 時間～3 時間以内が限度です。報告事項と議決事項の分類、類似案件の一括報告、資料の事前配布により議案説明の読み上げ時間短縮など、運営方法を再検討することを提案します。

（4 時間は長すぎます、会議が惰性になってしまいます）

②建築学会関西支部後援申請について

表記の案件について、長谷川理事と面談しましたので報告します

日時 2017 年 2 月 8 日 18:15～20:15

場所 有楽町

表記の経緯について、長谷川理事から具体的に当時の状況等を聞き取りました

事務局長は入院中でもあり、理事会等での発言内容等で判断しました

今回の案件は、さまざまな事情が重なり、事務局との情報共有の不足が起因していると判断しました

結論

長谷川理事、事務局双方に課題があり、情報の流れおよび決済の流れなどを見直す必要があると思います

理事会への報告事項と議決事項を分類することを検討する必要があります

以上、今回のヒアリングを持って、本件は収束すべき案件であると判断し、会長に報告するものです、

平成 29 年 2 月 24 日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

監事 間瀬 勝一



報告書

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

会長 森 健輔 殿

平成 28 年度の理事会に出席して、監事としての意見を申し上げます。

- ① 理事会の運営は定款・規定を遵守して進行することをお願いいたします。

建設的議論の場合は必要十分な時間をかけることは重要であるが、議事次第は事前に配布されているので、問題があると認識している理事は理事会の前に執行部と調整されるのが好ましく、議事の停滞がないように進行されるようにお願いします。

- ② 社会的に認められた公益社団法人の名称を会員・理事・監事は理事会・会長の承認の手続きを得ないで、他で使用することは厳に慎まなければならない。

特に代表理事が加えた制限は善意の第三者に対抗できないのであるが、理事であっても同様の認識を持ち、定款をよく理解しておくことが重要と思慮され、今後、名称の無断使用のないようお願い申し上げます。

平成 29 年 2 月 15 日

公益社団法人 劇場演出空間技術協会

監事 尾澤 輝行

